

平成 29 年

南三陸町議会会議録

第6回定例会 9月8日 開会
9月22日 閉会

南三陸町議会

平成 29 年 9 月 8 日 (金曜日)

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

平成29年第6回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成29年9月8日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐 藤	仁 君
副	町	長	最 知 明 広 君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	三 浦	浩 君
環境対策課長	佐 藤	和 則 君
農林水産課長	及 川	明 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事(漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
危機管理課長	村 田	保 幸 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	阿 部	修 治 君
南三陸病院事務長	佐々木	三 郎 君
上下水道事業所長	糟 谷	克 吉 君
総務課長補佐	大 森	隆 市 君
総務課主幹兼 財政係長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	菅 原	義 明 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代表監査委員	芳 賀	長 恒 君
事務局長	佐 藤	孝 志 君

選挙管理委員会部局

書記長	高 橋	一 清 君
-----	-----	-------

農業委員会部局

事務局長

及川

明君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長
兼議事調査係長

小野寛和

議事日程 第1号

平成28年9月8日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） 皆さん、おはようございます。

本日より9月定例会の開会となります。

新庁舎の、この新しい議場に皆さんとともに立たせていただいておりますのも全国の大勢の皆さんのご支援のおかげさまであります。皆さんとともに感謝を申し上げたいと思います。どうか、この立派な議場にふさわしくしっかりとルールに従い節度ある発言に心がけていただきたいと思います。緊張感のある活発かつ円滑な議会運営にご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

初めに、本会議開会前に人事異動に伴い議場出席課長等に異動がございましたので、議会に紹介したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

7月2日付人事異動に伴いまして新たに議会に出席いたします職員をご紹介させていただきます。

企画課震災復興企画調整監橋本貴宏、前職は財務省主計局法規課でございます。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 震災復興企画調整監の橋本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第6回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から9月25日まで18日間とし、うち休会を9日、10日、16日、17日、18日、23日、24日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、請願1件、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、後藤伸太郎君、高橋兼次君、山内昇一君、菅原辰雄君、小野寺久幸君、村岡賢一君、及川幸子君、今野雄紀君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議会資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月28日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

総務常任委員長 高橋兼次。

平成29年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。総務常任委員長

高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） おはようございます。

常任委員会所管事務調査についてであります、何せ議場が新しいため足が地につかないような状態の中で報告をしたいと思います。

当委員会は平成29年1月から8月までの約7カ月間にわたり町有財産の有効利用について調査を実施したところであります。この間、適宜に中間的な調査報告を行いながら今般所管の事務調査を終了しております。結果については報告書に記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思いますが、今回は最終報告でありますので7、結びを抜粋し朗読をしたいと思います。

7、結び。震災からの復興事業を契機に当町の町有財産は増加の一途をたどっている。災害公営住宅を初めとした施設はもとより、低地部の買い取った宅地など震災前とは比べ物にならないほどの町有財産を抱えることとなり、並行して既存施設の老朽化が進み、維持管理経費がかさんでいくことが懸念される。震災後は人口減少が著しく進み、今後人口減少や長引く景気低迷等を起因とした厳しい財政状況が予想され、加えて少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費等の公共施設維持管理経費の財源確保が難しくなると思われます。低地部の土地利用などについてはマイナスの影響を及ぼす点もあると思われるため、早急に土地利用計画を策定し、土地の貸し付けや払い下げを含め管理運用を図らなければならない。また、公共施設等の維持管理については明確な維持管理費が見えないため、より具体的な実施計画を策定して管理を行っていかなければならない。人口減少に反比例する施設の増加は財政逼迫へと大きな要因であるため、施設のスリム化を図っていかなければならぬのは明確でありますが、子育て支援や教育施設については安易に統廃合を行うべきではなく、住民の意向を尊重し十分な説明・検討を行いながら進めるべきであります。

将来負担ができるだけ軽減するため、施設の利用状況等を勘案しながら積極的な施設の用途転換も含めた統廃合・複合化・民間譲渡など柔軟な検討と対応が必要であることを報告いたしますとして結びといたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部

分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月28日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

産業建設常任委員長 山内昇一。

平成29年第5回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。産業建設常任委員長山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 山内です。ただいま局長をしてご説明あったとおりでございますが、今回最終ということで調査概要の項目と、それから結びについてご説明したいと思います。

それでは、お手元の資料をごらんになりながらご参照いただきたいと思います。

調査概要、これは東日本大震災により本町の観光振興、観光産業の振興についてを調査いたしました。また、交流人口の拡大についてということで、その課題についても取り組みと課題について調査しました。また、民泊の取り組みと課題について、そして最後が本町の商工観光課の現状と課題についてを調査いたしました。

結び。大震災から6年が経過し、我が町の再建も最終段階を迎えております。観光産業も大きく姿を変えながら上昇傾向をたどっているが、その中で求められているのは「おもてなし」を担う人材の養成であります。これまでまちむら交流きこうなどで学んだ多くの方々も高齢化が進んでおり、切れ目のない後継者育成は喫緊の課題であり、観光振興を全面に掲げる我が町が最も取り組んでいかなければならない事業である。その中で、特に求められているのはチームリーダーの養成であり、チームをまとめる事業を伸ばしていくけるすぐれた人材を配することが組織の強化と事業展開には欠かせないものであり、しっかりととした目に見える形にしていかなければならない。

震災後に大きな後退を余儀なくされた民泊事業も現場の努力によって受け継がれ、受け入れ家庭も以前の50%ぐらいまで持ち直しているものの、これらの展開を考えるとまだまだやしていく必要があり、町の広報誌なども活用しながら広く呼びかけていくことが求められています。我が町の観光産業の発展のため、行政と観光協会、そして民間が協力し合い組織の中でその役割をこれまで以上にしっかりと果たしていくことが望まれると思います。以上

でございます。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月24日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

民生教育常任委員長 菅原辰雄。

平成29年第5回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君）

それでは、調査結果を報告いたします。

10ページ、1番調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項、調査概要。もうもろ記載のとおりでございますのでお目通しをお願いをいたします。

長くなりますが、結びを朗読いたします。

環境行政について継続的な調査をしてきたが、全てのものの公平な役割分担のもと、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築をうたう環境基本法の基本理念を踏まえ、最終処分に関するところを中心に報告する。

エコタウンへの挑戦を掲げ、バイオマス産業都市構想の採択を受けている当町において住民の環境への関心は決して低くはない。それは環境基本計画改定の際、多くのパブリックコメントが寄せられたことからも見てとれる。また、町内の不法投棄の現状を現地調査した際にも目立った不法投棄は見られなかった。何より、1次産業従事者が多く豊かな海と山の恵みを享受してきた歴史を持つ当町において、自然との共存が重要であることは住民全体の共通理解であると言つてよい。その前提に立てば、町内にごみの焼却施設や最終処分場を整備す

ることについて、震災からの復興事業にも一定のめどが立った今、さらに議論を深める必要があるのではないだろうか。しかし、環境基準に適合する規模の自前の焼却施設を持つことは費用の面でも技術的な面でも極めて難しい。

では、最終処分場はどうか。最終処分については大阪湾フェニックス計画に見るように、多くの自治体間での連携による大規模処理という可能性もある。神戸沖に浮かぶ巨大な人口の施設を見れば、やると決めたら大概のことはやれてしまうということが実感できる。だが、人口規模もごみの排出量も文字どおり桁の違う事業であり、以前あった広域処理の構想も立ち消えになってしまっているような当町を含む地域において同様の事業が展開できる可能性は限りなく低い。現実的には、焼却処分と最終処分をほかの自治体にお願いする今の状況を継続していく必要があるだろう。企業城下町である小坂町の最終処分施設へ環境への配慮、埋め立て容量の余力を考えて優良な施設であり、昨年度までの委託先と比較しても搬出にかかるコストも安い。加えて、地元での実績が十分あり、処分場の運営に反対する声も少ない。しかしながら、当面の問題はクリアできても将来的な課題の解決を見たわけではなく、不測の事態が起った際のリスク分散といった備えも必要である。現状どおりの処分が可能な間にごみの減量化、発生抑制、再資源化の取り組みを前に進めなければならない。

そこで重要なのは住民一人一人が当事者意識を持って将来世代に受けを回さないために小さな取り組みを積み重ねていくことである。徳島県上勝町でのゼロ・ウェイスト宣言が意味するところは、環境に対する住民の意識改革であり、生ごみの分別取集、バイオガス事業がスタートした当町にとって非常に学ぶべき点の多い取り組みである。野焼きによってごみを処分していた町が社会情勢の変化する中で焼却、埋め立て処分するごみを限りなくゼロに近づけるという方向にかじを切った。官民間わず町を挙げての取り組みは次第に住民の意識に浸透し、町外からの視察もふえ、そのことがさらに住民の意識高揚につながるという好循環を生み出しており、当町でもゼロウェイスト宣言を検討すべきと考える。

全てのものの公平な役割分担のもと、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築を考えるとき、自分たちの生活から出たごみの処分を別な地域の人たちに頼らざるを得ないという現状を、私たちはもっと広く認識し深く考えなければならない。そのために小坂町や処分場関係者との相互交流を深める取り組みを提案する。処分を委託し委託料を支払うというだけの関係性で終わらせるのではなく、液肥を利用した循環型農業などの当町の取り組みを伝え地域性や環境の違いを知りお互いの役割分担を確認することが必要である。持続的発展が可能な社会の構築には成果の見える化が必須である。外との関係でうちの取り組みの意

味を気づかせることは住民の意識を変えていく一助になれるものと考える。ぜひ検討されたい。

南三陸町一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画の中にはごみ処理の目標数値が掲げられている。それぞれ平成38年度に総排出量を3,597トン以下、再生利用率を48.2%以上、最終処分量を244トン以下にするとしているが、平成27年度の実績値と比較すると容易な目標とは言いがたい。しかし、住民それが自分ごととして意識を高く持てば達成不可能な数値でもない。この目標を達成するためにあらゆる努力を我々は惜しむべきではない。達成した先には自信と誇りと一体感が生まれ、さらに高い目標を設定できるはずである。子や孫の代へと続く循環の一歩目を踏み出している当町の環境行政が住民目線で住民とともに歩み続けていくことを期待し、そのために必要と思われる取り組みの提案を加えて結びといたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月28日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成29年第5回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

15ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年9月1日、南三陸町議会議長星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成29年第5回定例会で議決された閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会運営委員長

後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君）　ただいま事務局より朗読されたとおりでございますけれども、8月10日の議会運営委員会におきましては、先例集並びに運営基準の見直しについて平成17年当時旧志津川町・歌津町合併により見直しを図ってまいりましたが、今般議会基本条例が制定なりまして、4月1日より施行なりましたので、それにあわせて運営基準の見直しを行ったところでございます。

それから、9月1日の議会運営委員会におきましては議長より9月定例会に向けての議事運営についての諮問がございまして、5番の（1）から（10）にまで記載のとおり検討をされました。以上で報告を終わります。

○議長（星　喜美男君）　委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要な部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君）　16ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月28日。

南三陸町議会議長　星　喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長　後藤伸太郎。

平成29年第5回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（星　喜美男君）　委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会広報に関する特別委員長後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君）　資料の16ページですけれども、議会広報に関する特別委員会では6月定例会及び3月以降の臨時会についての審議内容を議会広報を作成して町民の皆様に広く周知したところでございます。以上です。

○議長（星　喜美男君）　委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年8月29日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会行財政改革に関する特別委員長 山内孝樹。

平成29年第5回定例会で議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会行財政改革に関する特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 事務局をして朗読説明をしたとおりであります、この特別委員会におきましては平成29年6月27日、28日並びに同年8月22日と山形県庄内町、さらに登米市役所と調査を行ってまいりました。

まず、山形県庄内町におきましてはこれまで交流を深める上で訪問し、合同研修会をし、さらには議会の改革や活性化の取り組みについて活発な意見を交わして、意見交換を交わしてまいりました。また、次に登米市議会におきましてございますが、既にタブレットの端末の導入をしているということであります、登米市議会におきましてこの導入までの経緯や検討課題についてを調査したものであります。このタブレット導入につきましては、経緯等について聞き取り調査を行ったわけですが、導入の課題や今後の活用方針等について、これからさらに検討すべき課題、利便性、有効性、さらには調査検証を今後も引き続きこの活性化に当たって取り組んでいくといった結果でございます。

以上、補足説明を加えての結果報告とさせていただきます。よろしくお取り計らい、お願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会行財政改革に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部

分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 18ページをお開きいただきます。

平成29年8月29日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成29年第5回定例会で議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。東日本大震災対策特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 東日本大震災対策特別委員会におきましては、平成29年7月20日、役場大会議室兼議場及び現地の調査を行いました。

現地の調査に当たりましては、漁港施設等の復旧復興と事業進捗状況について町内6カ所の漁港の現地調査を行ったものであります。

以上でございます。お取り計らい、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成29年第6回定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第5回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、「町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案」についてご報告を申し上げます。議員皆様ご承知のとおり、本事案につきましては本年4月の発覚以来、内部調査チームによる調査結果を受け、建設課内に特別対策係を編成し、入居手続等に関する不備の解消に向け作業を進めてまいりました。また、町営住宅の家賃の請求を行っていなかった世帯の皆様に

対しましては、6月に管理職等で謝罪訪問をさせていただき、その後、担当であります建設課職員が再度訪問を行い、本事案に関するおわびと詳細な説明をさせていただいたところであります。

あわせて、未請求事案の対象世帯を含め入居世帯に係る住宅家賃の算定内容について再検証を行い、利便性係数等の適用数値の見直しを行うとともに近傍同種家賃の算定に必要な建設費の金額に誤りがあったことから、それらの適正化を行ってまいりました。今般、正確な家賃算定に必要な条件が整いましたことから、残る入居世帯の皆様に対しまして家賃月額の変更等の通知類をお送りさせていただいたところであります。

今後の対応といたしましては、ご迷惑をおかけいたしました入居者皆様への個別相談並びに説明等を丁寧に行い、必要な措置を講じながら不安解消に向け努力を重ねてまいります。なお、詳細につきましては本定例会会期中に開催が予定されております町営住宅使用料等調査特別委員会で報告・説明をさせていただきたいと思っております。

次に、8月29日に発生した「北朝鮮による弾道ミサイル発射事案」についてご報告を申し上げます。8月29日午前5時58分、北朝鮮から1発の弾道ミサイルが発射され、日本の上空550キロメートルを通過して北海道襟裳岬東方1,180キロメートルの太平洋上に落下いたしました。町では当該弾道ミサイルの発射情報の発表を受け、危機管理課長を統率者とする警戒配備態勢を敷き、職員が情報収集等の対応を行うと同時に、Jアラートと連動した防災行政無線の自動起動により午前6時2分にミサイル発射の放送、午前6時14分にミサイル通過の放送をそれぞれ行ったところであります。

弾道ミサイル発射時における住民皆様の行動等につきましては、テレビ・ラジオを通じた政府広報や町のホームページにおいて周知をしておりましたが、聞きなれないサイレン音などに対し5件の問い合わせがあったことから、今後も広報活動につきましては住民皆様が安心して行動できるよう、防災行政無線等により周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、「災害時における消防用水運搬等協力に関する協定の締結」についてご報告を申し上げます。先月28日、南三陸町と気仙沼地区生コンクリート協同組合様において、災害時における消防用水運搬等協力に関する協定を締結いたしました。この協定は火災等が発生した場合におけるコンクリートミキサー車による消防用水の運搬等について、地区内に約100台の車両を所有する当該団体が他の業務に優先するなどして消防用水の運搬等を実施いただくことを約したものであります。

コンクリートミキサー車による消防用水運搬支援は、昨年新潟県糸魚川市で発生した大規模

火災や本年 5 月に栗原市で発生した大規模林野火災等の際に効果的であったことが実証されており、本年 5 月に歌津皿貝地区において発生した建物火災での消防水利の不足による困難な消火活動を踏まえますと、このたびの協定締結は消防水利不便地域の火災時において非常に心強く、かつ有効なものであります。町といたしましては、今後におきましても関係機関、各種団体等との間において安全安心なまちづくりに向けた協定の締結等をより積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「南三陸町役場開庁式」についてご報告申し上げます。去る 9 月 3 日、本役場庁舎「マチドマ」において議員の皆様を初め関係機関等の多くの皆様のご出席を賜り、南三陸町役場開庁式典をとり行いました。本役場庁舎は 6 月に開庁いたしました歌津総合支所に引き続き全ての町民が一日でも早く安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たり、活気とにぎわいを絶やさぬ町政とその情報発信を担う拠点として整備をしたものであります。新庁舎建設に際しましては、南三陸町震災復興計画に基づく「バイオマス産業都市構想」を踏まえ、地域資源である南三陸杉を使用し、その全ての木材が森林認証である F S C 国際認証を取得した素材となっており、役場本庁舎並びに歌津総合支所庁舎につきましては日本の公共施設で初となる F S C 全体プロジェクト認証を取得することができました。この試みにより、林業の振興と建築を通して優しさと温もりを町民の皆様に実感していただけるものと思います。

また、新庁舎の大きな特徴であるマチドマは役場玄関の重苦しさを払しょくし、主体的で公共的な住民活動の場として町内外の皆様に積極的に活用していただきたいと考えております。さらには、防災・災害対策を担う拠点施設として外部電源に頼らない太陽光、地中熱、ペレット等の自然エネルギーを利用し、7 日間連続運転可能な非常用発電と災害対策室としての機能を有する会議室が配置されております。町といたしましては、この新庁舎を最大限に生かし、自然・人・なりわいが紡ぐやすらぎとにぎわいのある町を目指し、職員が一丸となり復興から創造へと発展を続ける努力を重ねてまいります。

次に、「介護保険システム利用者負担段階の判定誤り」についてご報告を申し上げます。本年 6 月 5 日に町の基幹系電算システム等の管理業務を受託しておりますテクノマインド株式会社から、介護保険システムにおいて利用者負担段階の誤りがあったとの報告を受けました。本事案は施設入所における負担限度額となる食費・居住費の認定や高額介護サービス費の上限額を決める際の根拠となる利用者負担段階の判定に誤りがあったものであります。

誤判定の原因は、利用者負担段階の判定に用いる世帯の課税状況について、震災による減免後の町民税額により判定を行うべきものを、減免前の課税状況を参照していたため誤りが生

じたものであります。精査の結果、平成23年7月から平成24年6月までの期間に特定入所者介護サービス費の支給に係る負担限度額認定において誤った認定がなされた被保険者が38件、金額で352万円ほどと確定いたしております。ご迷惑をおかけいたしました被保険者の皆様に対しましては、速やかに相当額を交付することとしております。

町といたしましては、今後このような事態が生じないようチェック体制を強化するなど、再発防止に万全を期してまいります。

次に、「町税等の誤賦課」についてご報告を申し上げます。本年4月に発覚した町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案に端を発し、東日本大震災からの事務事業総点検を実施してまいりましたが、今般町民税務課から町税等において課税の一部に誤りがあることが判明いたしました。住民皆様から行政への信頼を損なう結果となりましたことを深くおわびを申し上げます。

本事案につきまして個人住民税、固定資産税などにおいて確認作業を進めておりますが、現在に至るまで誤りの件数、金額、他への影響等が不確定なため、確認ができ次第議員皆様にご報告をしたいと考えております。納税者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることになり、重ねておわびを申し上げますとともに、今後におきましては町民皆様に不信感を与えることのないよう公平公正な課税を念頭にチェック体制を強化し、行政への信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては本定例会会期中に開催が予定されております全員協議会で報告説明をさせていただきたいと考えております。

以上、申し上げ行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。なお、町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案については既に一般質問を受理しておりますし、かつ町営住宅使用料等調査特別委員会で後刻調査することになっております。また、町税等の誤賦課についても後刻全員協議会で説明を受けることになっておりますので、その際に質疑を行ってください。

午前10時40分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番三浦清人君。質問件名、1、職員体制について、2、災害公営住宅未請求の件について。以上2件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇発言を許します。14番三浦清人君。

[14番 三浦清人君 登壇]

○14番（三浦清人君） 改めましておはようございます。

新しい議場での一般質問、最初の質問ということで非常に緊張しております。うまく口が回るかどうか、それは聞き上手でよろしく。ないですか。あわないですか。ということありますけれども、これから質問に入るわけですが、今期最後の一般質問になろうかと思いますのでお願いしたいと思います。

通告いたしております件でございます。職員体制ということで、1つ目は派遣職員の受け入れ予定と新規職員の採用計画。

2つ目が職員の配置は適正かという質問でございます。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の1件目のご質問でありますが、職員体制ということについてお答えをさせていただきますが、まず質問の1点目です。派遣職員の受け入れ予定と新規職員の採用計画のうち、派遣職員の受け入れ予定についてであります、ご案内のとおり、当町では平成23年度から全国の自治体から職員派遣のご支援を頂戴しており、その人数につきましては総勢441名ということになっております。平成29年8月末日現在における派遣職員の人数は81名となっておりまして、昨年度と比較して26名の減ということになっております。

復興事業がピークを迎えた平成26年度から平成28年度までは、それぞれ100名を超える派遣職員のご支援をいただきましたが、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の宅地の引き渡しが昨年度をもって完了したことから、平成29年度は復興事業に関する組織の改編を行うとともに、派遣職員の人数を縮小したところでございます。今後につきましても、派遣職員の人数は復興事業の進捗にあわせて徐々に縮小していく見込みとなっておりますが、残る復興事業のスピードを落とさず、かつ計画どおりに進めるためには復興を支える人材を確保することが不可欠となっておりますので、少なくとも南三陸町震災復興計画の目

標年度である平成32年度までは派遣職員のご支援を頂戴しながら復興事業の完了に邁進していく必要があると考えております。

続いて新規職員の採用計画についてであります、東日本大震災が発生した平成22年度当初の職員数は241名となっており、その後、震災の影響と団塊の世代の大量退職とが重なりこれまで108名の職員が退職いたしました。このようなことから、不足する職員を補完すべく当町の規模としては異例の大量採用を行ってきたところであります。本来であれば人口の減少にあわせて職員数も減員する必要があるところでありますが、震災からの復旧復興事業による業務量に忙殺され職員数を減員できない状態が続いております。今後は安定的な財政運営を行うためにもこれ以上の職員数の増加は抑制しなければならないことから、今後における新規職員の採用につきましては適正な職員数を見きわめた上で行うとともに、あわせて行政サービスが低下しないよう業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

続いて質問の2点目、職員の配置についてであります、人事異動により職員を各部署に配属させる場合にはその職員のこれまでの業務経歴や今後の育成方針等を総合的に勘案して実施しているものと認識をしておりますが、とりわけ若年層の職員は公務員としての業務遂行能力を身につける重要な段階であることから、さまざまな部署で一定程度の経験を積ませる必要があると考えております。当然、異動したばかりの職員はその業務に対する知識や経験が不足しておりますが、配属先の上司は部下の育成者であるという認識を持ちながら知識や技術はもちろんのこと、仕事に対する取り組み姿勢や接遇等の向上を指導し、人材育成を図ることが大切であると考えております。

自治体の究極の目的は住民の福祉の向上でありますので、多様化した行政課題等への対応のほか、住民に寄り添ったきめ細やかな対応ができる職員の育成に意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の町長の説明を受けました。まず職員のこれから推移と今後の計画ということでございます。お話を聞きますと、平成32年、派遣職員、32年までにご協力をいただいて33年からはゼロ、打ち切りといいますか言葉が悪うございますがそういう形をとりたいという計画があるということであります。そこで、震災前の職員数241名、平成22年度です。その後、震災があって多くの方々から派遣の方々お世話になってまいりました。推移を見ますと、震災後平成27年度には再任用、派遣含めて最大で352名おりました。これは再任用、派遣とそれから従来の職員ということであります。プロパー職員です。これが33年度か

ら195名になるということです。再任用とプロパーの数字、そうしますとピーク時から比べると約50人の職員が減という数字的にはなるんですが、果たして人口が減っても業務の内容というのは減るわけではないと思うんです。少ない人数でどのようなやり方で取り組んでいくのか。その数字で十分だという根拠といいますか計画はどうなられておるのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段としてお話しさせていただきますが、平成32年度で派遣職員の方々をゼロにするという目標を立ててございます。これは前提として必要なのは、復興事業がある意味終了するといいますか、そういう段階を迎えると派遣職員の方々を全く迎えられないということにはならないと思いますので、できれば我々の目標は平成32年度、復興計画10年、この期間で復興事業をなし遂げるという意気込みでとにかく進めていかなければならぬという現状現実がございます。そういった観点で先ほどお話がありましたように、平成33年には派遣職員ゼロという数字でそれでプロパー職員で195という数字が出ているということございます。

人口がご承知のように1万3,500人ほどでありまして、その中でこの人数でということでございますが、私はなかなか難しいと思っているのは、難しいというのはこの195ではなくその人口規模でどれぐらいの職員が適正規模なんだということにつきましては、非常にいろいろな見方がございます。基本的に我々海もあって、山もあってというそういう地形でございますので、基本的に漁業振興、水産振興等を含めて多岐にわたる行政サービスを提供しなければならないということがございますので、海のない地域に比べればそれなりに職員の数というのは必要だと認識をしてございますので、その辺の人数等につきましては今後動向、いろいろあると思います。そこは十二分に見極めながら行政運営、とりわけ先ほど申しましたように住民の福祉の向上というのが我々の責務でございますので、それが低下しないような形の中での職員体制をとっていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうなんですね。海あり山ありでいろいろな分野の業務があろうかと思います。その中で目標、あくまでも目標ということで数字で掲げられておるんだと思いますが、人口が減っても業務内容というのは少なくなるわけでもない、先ほどお話ししましたように。50人も少なくて果たしてどのようなやり方なのかという心配といいますか興味といいますか。1人何役と、ポジション持たせるのかとそういう思いもするわけなんです。よ

くこの分野については1.5人とか2.0人とかあるわけですよね。1人の職員の方々が2つのポジションといいますか部署によって同じ部署でこの仕事この仕事とあるわけだと思うんですが、それは全体的に、新採は別として、ある程度の中堅クラスになった場合において、平均的にみんな割り振りされているのかどうか。偏りはないのかという問題も考えるわけです。それはどういう基準で判断で人事異動、後で配置の問題も出ますけれども、その辺がどうなっているのかということなんです。その辺、いかがなんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は基本的には職員の意識を変えていかなければならぬと思っているのは、震災を経験しまして非常にたくさんの派遣職員の方々においでいただきて、そこの中で自分の仕事の範囲といいますか非常に狭まっている。その分野で特化してやってきているという部分がございます。どうしても人間ですからそれに慣れてしまうという部分がございます。ですから、私が懸念しているのは派遣職員の方々がいなくなつたときに、これまで4人でやっていた仕事が3人になった、大変だ大変だという意識は捨てなければならないと私は思っております。したがって、ある意味職員の意識改革というのはそういうところがまず第一義といいますか大事なんだろうと認識をしてございますので、その辺は人事担当課長を含めてそういう縮小していく段階において職員お一人、お一人にその辺はしっかりと説明をしながら配置をしていかなければならぬと思いますが、いずれ私の説明で不足の部分については総務課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 人事の配置において、中堅でありますとか経験に沿った方々がうまくバランスがとれてそれぞれに配置されているかという人事上の配置のポイントといたしましての配慮はもちろんするわけでございますけれども、現在、とりわけ復興の事業を行っている間においては仕事の中身そのものが非常に変化しておりますので、一人一人の特性を見ながら、そして部署部署としての力の発揮ができるようにということでそれぞれ部署に適した配置に努めているところでございます。今後、安定的になってくればそれらは恐らく経験年数などに応じて部署の配置というものがバランスよく見えてくるかもしれません、現在はどちらかというと復興事業に応じたスキルを持った職員を集中的に配置しながら、復興事業をスピードアップしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 2番目の配置のほうにずれてしましましたけれども、もとに戻したいと

思いますが、適正人数といいますか、職員の。この1万3,000何がしの人口に減った際の適正人数というのがなかなか難しいというお話であります。そしてまた、震災後採用された職員の方々が、先ほど町長言ったように、果たして派遣の方々がいなくなったときに戸惑うのかなと、戸惑うといいますか仕事の量がふえるという形になろうかと思うんです。その教育といいますか今から33年度までに職員の仕事に対する意識というんですか、そういったことの指導教育というものが大事になってくるのではないかと思います。土壇場になって大変だ大変だにならっては困るんですよ。でありますからそういったことをこれから、今からでも意識づけと言いますかきちんと持つてもらって住民福祉に役立つてもらいたいという思いがあるわけなので、その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、震災後に大量雇用したとお話をさせていただきましたが、震災後に採用した職員は67名おります。これは本当に我々の規模の自治体としてあり得ない数字だと思っております。実はこの67名の新しい職員は300名体制の職員の仕事の中の枠組みに入ってこれまでずっとやってまいりました。したがいまして、そういった新しく入った職員は震災前のそれぞれがいろいろな多岐にわたって仕事をしてきたというそういった経緯を知らない職員になってございます。したがいまして、今三浦議員お話のように、そういった思いを持ったことのない職員にもう少し幅広く皆さんにそれぞれ仕事を手がけなければならぬということについての指導といいますか、それは当然やらざるを得ないと思っておりますので、今ご指摘ありましたように我々もそういった研修等を含めて職員の意識の改革ということについては鋭意力を用いなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それで、震災の計画なんですが、先ほどの答弁ですと人数適正化という考え方から年度年度において人数を定めていくというお話であります。この計画、推移、職員の推移の計画、例えば平成30年には280名、平成31年には243名で33年には195名という計画があるわけですが、その中で年度ごとに新採の人数が入っているかと思うんです、この数字の中に。年度ごとに何人ぐらいずつふやしていくのか減らしていくのかわかりませんが、新採の数。新採職員ですね。この数字、大体の計画の中にお話しできますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これからの考え方、数字は後で総務課長の答弁させますが、考え方として職員が退職をする、次の採用職員をどうするかということになりますと、基本的には半分

ぐらいの人数で採用していくかという、ベースとしてはそういう考え方でございますが、ただ、先ほど言いましたように本当に必要な部分等もあれば、その辺については採用していかなければならないというケースも多々出てくる場合もあると思いますが、基本的な考え方としてはそういうことでいくかということで話をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 震災に係る業務の部分の職員として今多くを占めている部分がございますが、それを縮小していく計画といたしましては平成30年度で正規以外の職員として雇用する部分を85名まで減らす考えでございます。平成29年度で現在119名が正規以外の職員とカウントされておりまして、これが85名。平成31年度では51名、32年度では33名、最終的にはゼロにはなりませんが平成33年で10名まで減らすという現在目標を掲げております。

新規採用の計画でございますが、こちらは実際の年度年度に退職する現在見込み退職者の見込み数に対して退職数の約半分を目安に採用していくことによって、全体の数字を縮小することなんですが、具体的な数字と申しますとその年度に定年で退職する数だけではなく、それぞれ健康事情などによって数値が変わっていきますので、目安としては退職数の半分程度ということを目安として計画立てていくことにしてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 具体的に数字については実際退職するの何人になるかはその年になつてみないとわからないということですね。そのほかに病気とか何かでやめるかどうかわからぬい、そのときになって翌年度の採用という形になるかと思うんですけども。退職数だけでもすぐわかるんですか。大体それが基準になるかと思うので、そうすればその半分でしょうから。その数字がもし、よければそれで。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 定年ということで機会的に計算してまいりますと、平成29年度末で8名、順次次の年度は申し上げますと6名、5名、7名、10名、9名。9名と申し上げましたのは34年度末ということになります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分新聞等でご承知のことだと思いますが、国家公務員の定年延長というお話が出てきてございまして、まだまだこの先の法律改正がどうなるかまだ見通しはないんですが、その辺も含めて今度はいろいろ考えていかなければならないとは思ってございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

す。

午前 11時58分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の一般質問を続行いたします。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほどの続きになるわけであります。町長、新採に關係して退職者の数をお示しになられました。60歳定年ということでの数字ということでお話しされ、その後、65歳に延長になるのではないか。国家公務員の法律といいますかそれに準じてくるんだろうと思っております。既に65歳定年というのは一般企業ではもうやられているわけです。まだ現役時代だと、現役世代だということで、法律が改正になりまして既に実行されているという状況であります。多分国のはうでもその推移といいますか、一般企業も含めて現在地方自治体、国もそうでしょうけれども、再任用という形でやられているわけです。一応3年のめどという形でされているのかと。その実態はどうなのかということを、この推移を国のはうでは見ているのか。その辺、私もわかりません、よくは。本当に60過ぎて63、65になって役に立っているのかと。それを見ながら65歳にしようとするのではないかと、推測ですが。いずれにしましても、そういう一般企業ではやられているわけですから国のはうでも国家公務員につきましても地方の公務員にしましてもなるかと思います。したがって、再任用、現在のされている方々の職責といいますか、課長になられた方あるいは係長で終わられた方も多分いろいろあるかと思うんですけども、こうなってくるとまた次の配置の問題にも出てくるんですけども、そういったことでその配置の問題も考えていかなければならないのかということで、次の配置について移りたいと思います。

配置、あるいは異動、人事です。人事案件につきましてはこれは町長の特権といいますか最大の権限で行われているわけであります、それの中身についての私どもが質疑質問云々ということはできないことも存じ上げての質問になります。人事でありますから町長が最終決断を下すわけです。その異動、配置について個人的な感情とかあるいは好き嫌いで配置、あるいは異動はないと思います、町の場合。どのような基準といいますか根拠といいますか、適材適所という言葉はいつも聞かれるんですが、どういったことで具体的にその根拠性、それで判断されるのか。まずもってその辺から。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 配置の関係でございますが、基本的に先ほどの答弁させていただきましたが、若い職員に関してはこれは行政全般にわたって理解いただくということがございますので、数年である意味複数課を回るということになろうかと思いますが、年数が一定程度ベテランといいますかなってまいりますと、今度はその方々の特性もございます。そういうことを十二分に配慮しながら人事担当の総務課長のほうでその辺の配慮をすると認識してございますが、基本的にさまざまな観点があろうかと思いますので、総務課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町長お答えしたとおりでございまして、それぞれ特性を見きわめながらということと、それから蓄積してきた経験やスキルというところが実務において必要とされる場面場面が異なりますので、とりわけ現在ですと復興事業においてなどは状況が年々刻々と変わってまいりますので、それら業務にあわせて組織全体として最大能力が発揮できる配慮の中で配置を考えるという取り組みを行っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 若い世代、特に新規採用の新人職員につきましてはいろいろな経験を積ませるということで、数年という言葉であります、中には1年か2年でという方もおるようです。私も見ていますと。そうしますと、せっかく1年2年で覚えた方を異動させますよね。そうするとなかなか、それが実際経験として積み重ねたものが生かされないといいますか育たないといいますか、そういうことにならないのかという思いがしているわけです。と言いますのは、私もある事業所に毎日行っているんですが、民間出てやっているんですけれども、あるいはいろいろな民間企業の方々とのお話をさせてもらっておりまして、せっかく一、二年で覚えたのにまた異動させることによって生かされないし育てない、そういう問題が起きるんだということになるんです。その方を指導教育する先輩の職員がいるわけです、社員が。二、三年で覚えてやっと役に立つかなと思うと異動される、また新しい方が来る。そうしますと、またその先輩がまた最初から、別な方ですから指導教育をする。またいなくなるともともといた上司、指導する方がいつも指導だけで、教育だけで既に自分が与えられた業務がなかなか手につかない、困っている。何回、一、二年ですぐかわりますから指導するだけで自分の与えられた仕事ができない。そうしますと残業という形になる。その悪循環が出てきているんだというのがある民間の方々のお話なんですが、役場ではそういうことがありますんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のような特異なケースといいますか、1年ごとに毎回かわっていくというようなケースというのは、役場とすればそうあるケースではないと思います。ただ、ある意味年度途中で、例えばいろいろなやめるとかあるいは体調悪くしたとかというケースがございますので、そういうときに異動するというケースはあろうかと思いますが、基本的にそういう1年ずつで交代をするということは多分ないと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ないということありますけれども、1年ではなくても2年やそこらで、あるいは3年、事情もいろいろあるでしょう。それは存じ上げております。急に何か病気でおやめになったり、そこに異動しなければならないということも多々あるかと思いますけれども、基本的にはできれば2年、3年ぐらいして、そしてしっかり覚えて幾らかでもその実績といいますか経験を生かせるような配置を考えてもらえばと思っております。でないと、その上司がいつも指導だけですから、今度教える方がいないわけです。そうしますと、その上司が異動ができなくなってくるといいますかそういう悪循環といいますかなりますので、よくその辺のところを考えてやっていただければと思っておるところです。

一般企業のお話をさせてもらってますが、一般企業のことをお話ししますけれども、人事異動ありましてほんと今度君はあそこだと。ところがなかなか経験のない部署につかされるわけです。そうしますと、なかなか仕事内容わからない。前からいた部下から聞かなければならない。部下といいますか、年齢的にとか。部下から聞くのが非常に気まずいというか恥ずかしいというかということで、聞きづらい。そうすると何だかんだ屁理屈語って理屈を並べてその部下に仕事させるんです。わからないから君やってくれと。そうしますとその部下は困るんです。現に自分の業務がありますのでその以外のこともやらなければならないということで、非常に困るという企業もあるわけです。そういうことは役場にはありませんか。どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） なかなか個別の業務の中でさまざまな場面があって、見ようとかあるいはその関係性というところで業務を連携してやっている姿が場合によって偏りのように見えるようなことは往々にしてあるかもしれませんけれども、組織全体として効率よく業務をすること、それから上手に役割分担してやっていくということ、結果的にそれが議員おっしゃるような特定の人に偏ってしまって好ましくないようなことが起きないようにと

ということは、常々職員同士の間で注意し心がけているところでございます。コミュニケーションの問題だと思いますので、そういったところについては注意を払っている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうですね。役場ではそういうことはないかと思います。皆さん仲よくやっていますので。今民間企業のことを出して、悪い例でありますから悪い例は見習ってはいけませんので、役場はむしろ指導する立場でありますから組織全体も民間のお手本になるようなやり方をしてもらわないと、非常に困るわけあります。

また、いろいろあるんです。ある社長さんから聞いた話なんですけれども、大きな会社ですから部下、部長、部下、いるんです。部長が部下に指導なのか教育なのか文句なのか嫌がらせなのか、あるいは八つ当たりなのか。わけのわからない理屈の合わないことを延々にしゃべっているというんだね、部下に。その社長も見るに見かねて何をやっているんだと、指導だ教育だと言うんです。挙句の果てに、その職員がノイローゼになってやめていったということの例もあります。ないですか、役場ではそういうこと。どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 具体的にそういった実例は聞いておりませんが、指導という形についてはさまざまあるかとは思いますけれども、その点についても注意を払って適正に職場の業務ができるように配慮をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ぜひ、役場だけではなくいろいろな事業所もそうですけれども、今言葉は悪いんですがノイローゼといいますか病気ということで休む、あるいはおやめになる方が結構いるわけですので、そういったこともよく配慮しながら、ただ単になるわけではないんです、病気には。何らかの原因があるわけですから、そのところをよく、ここに総務課長だって毎日各課回ってどうだどうだと行くわけではないでしょうから、その辺のところは十分に注意を払ってやっていただければと思います。

そこで、役場の場合ですと主事、主査、主任、段階が年齢によって係長、あるいは補佐、課長という形になるかと思うんですけども、バランス的に、各課ごとにバランス的に配分されているのかどうか。偏りはないのかという思いもしているんです、常々見まして。そうしますと、バランスがよければ指導とかあるいは流れといいますか、仕事の流れというのがうまく回るかと思うんですけども、なかなか難しいと思います、年数とかぼんと何十人も採

用した年もあれば二、三人しかない場合もあったでしょうからそれは難しいかと思うんですけれども、できる限りバランスよく配置といいますかそちらのほうを考えるべきではないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まさに人事において最も重要なことは組織全体、一部だけをかんがえてはとてもいけませんので、組織全体が事故なく効率よく住民サービスができるようにという配慮をするわけですけれども、そこで最も必要なのはバランスをとって配置をしていくということになるわけですが、そこは最大限の配慮をしているところでございます。結果的に必要な箇所に必要なだけの人数を十分に配置できるかということは、一方で定数管理等の問題がありますので、意を用いているという意味での最適なバランスということを最大限心がけて配置している状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いろいろな面で配慮しながらバランスを見ながら配置という形を考えているかと思いますけれども、なかなかそうばかりは言えない状況もあるのは知っております。仕方のないことかと思う半面、組織としてやらざるを得ない問題なのかと。それは人事担当の総務課長の最終的な決断になろうかと思うんですけども、それによっていろいろな問題が起きてくるわけですから、配置によって。適材適所という言葉がありますが、私から言わせれば本当に適材適所なのかとそんな思いが今あるわけです。と言いますのは、この次にも出てくる質問に出てくる問題、あるいはけさの町長の行政報告の中にもあった問題等々、出てきているわけです。これは人がやったことですから、職員が。果たしてそういう問題が起きて適材適所と言えるのかということになるわけです。それに対して町民からの不満、これだけではないです。職員に対する住民からの不満、多々あるわけです。住民からの職員に対する不満ということは、町全体への不満になるわけです。それは町長はどう考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 職員に対しましては基本的には常日ごろお話ししているのは住民サービスという、町民サイドに立った形の中での仕事を心がけるようにというお話をさせていますが、そういったご指摘をいただくということについてはまさしく私も遺憾だと思いますので、今後より綱紀を肅正しながら仕事に当たっていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 全く町長言うとおりであります。職員の方々には多分やられているかと

思いますけれども、我々議員が言いますといろいろな町民からの声が聞こえてくるわけです、一体何をやっているんだという。住民から信頼される職員でなければならないと思っておりまますし、そのための指導や教育というのも考えなければならないのではないかと思います。とにかく、職員は使命感とかあるいは責任感、これを持って住民への奉仕者ということを再認識してもらって業務に当たってもらわないと。今町長が申し上げましたけれども、住民の立場になって、寄り添ってというお話です。全くそのとおりです。果たしてそれが町長がそう思っても職員が言うことを聞いてやっているかと言えば、なかなかそうは見えてこない。私こういった場で何度も言うんですけども、住民の方々というのは印鑑証明とか住民票とるのは別にして、いろいろな相談に来るわけです。何ともならなくてどうしたらいいでしょう、こういう問題が起きているんだけれどもどうしたらいいんでしょうということで、最後の頼みではなくても来るわけです。そこで対応する職員の対応の仕方だと思うんです。玄関に入る前にそれはできません、ダメですといって帰すのと、一歩中に入ってもらって話を聞いてこれをこういう問題であればどうしたらいいか一緒に考えましょう。最終的には断る、帰ってもらうことになるんですけども、その住民の受けとめ方がどう違うのか。やつてもらったけれどもダメだったのと、最初からダメだと帰されたのとでは受けとめ方が全く違うわけです。そこが住民への寄り添いではないかと思っております。玄関に帰すのであればこれはテープレコーダーで結構です。職員要りません。ロボット化でいいです。ふちっと押してできません、Ｊアラートの声でもいいです。私はそう思うんです。人ですから、もう少し温かみのある断り方できないならできない。これは法律がありますからできないでしょう。しかし、どうしたらできるかということを考えるのも私は職員の仕事ではないのかと思っております。

町長、ある大きな企業に行ったらポスターが事務所の中にかかっていたんです。あそこはどこで出したのかちょっと下のほうまで見なかつたんだけれども、できない病にかかっていますかというポスターなんです。やらない、やりたくない病だということなんです。何々だからできない、それではいけない。何々だからできないという理由、4つうたっていたんです。人がいないからできない、設備や商品がないからできない、予算がないからできない、時間がないからできない、要するに人、物、お金、時間、これがないからできないんだとすぐ諦めてしまつてはダメだと。どうすればできるのか、その知恵を出すのがあなたの仕事だと最後にうたつてあるんです。なるほどと思って見てきたんですけども、企業とも公務員でもただできない、やらないということではなく、もう少し知恵を出してどうしたらできる

のかということを考えることが私は最大の使命なのか、職員の。そう感じとっております。こんなこと言いたくないんだけれども、知恵を出せ、汗を出せ、汗も出ないのは会社を出せと言って、知恵の出ない方は汗を流させろ。汗も出ない方は会社を出せということになるので、その辺のところもよく考えてもらって、配置関係をやっていただければと思いますが、町長、この辺についてはいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、職員の仕事に対する取り組みということですが、基本的に大事なことはいろいろ町民の方が相談、窓口はあれですけれども、町民の方がおいでになるのは不満とか困りごととかそういうことでおいでになるわけで、結果は今三浦議員がおっしゃったようにできないかもしれません。しかしながら、聞くことはできる。まず、町民の人の意見に耳をかしましょうということは第一義的には大事だと思います。実は、私このごろなかなか訓示とか含めて引用していないんですが、震災後2年、3年ぐらいは新年の訓示、あるいは4月の人事異動の季節の訓示でお話ししているんですが、スーパーヒーローは自衛隊だったというお話をします。結局どういうことかといいますと、自衛隊の皆さん、災害派遣でおいでになって災害派遣業務をやるのが自衛隊の皆さんのが本筋であります。しかしながら、いろいろなさまざまな被災地とすると自衛隊の災害派遣業務以外にもお願いしなければならないケースが多々ありました。そういう中で、自衛隊の皆さんにお願いしますと、今お話にあった、ご指摘あったように、やらない理由を考えるのではなくやれる理由を考えてまさしく我々被災地に寄り添っていただいた。そういうことを我々経験しましたので、したがいまして私は訓示の際にそういうお話を何回か職員に向かってお話をさせていただきましたが、いずれそういうときの思いを、あの時の思いをもう一回我々は思い起こしながらそういう声に応えていく必要があるんだろうと私は思ってございますし、職員の皆さんもこの放送を聞いていますので、そういう当時のことを思い返しながらやれる理由を考えてみるとそういう姿勢をもう一度思い起こしていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町といいますか地方公共団体、そこに住んでいる住民のためにあるわけです。町長のためにでもなければ議員のためでもない。ましてや職員のためにあるわけではないですから、住民のためにあるわけです。住民の福祉の向上というのが一番の目的でありますので、そうするにはどうしたらいいのかということは篤と町長、わかっていて訓示にも言っている。せっかく言っているんだから、今度はということを聞かせるような言い方をしな

ければならないと思います。ここから聞いてここから抜けているようだから、もう少し職員の方々もよく考えてもらわないと困るんです。とにかく、住民のために汗を流してもらいたいということで、次の質問に移りたいと思います。

2番目は災害公営住宅の未請求の件であります。検証と再発防止策はどうなっているのかということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の2件目のご質問であります。災害公営住宅未請求の件ということについて、検証と再発防止策ということについてのご質問でございまして、お答えをさせていただきたいと思いますが、初めにこのたびの不適正な事務処理は町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしたばかりではなく、町の信用を大きく失墜させる重大かつ深刻な事態でありまして、改めておわびを申し上げさせていただきたいと思います。

まず、これまでの経緯及び検証結果についてであります。平成29年度当初に当該事案が判明した後、監査チームによる該当件数の特定を行い、その後、6月1日より建設課内に特別対策係を設置し、手続不備等の解消に向け作業を進めてまいりました。平成28年度末までに入居された方で災害公営住宅の家賃が全く請求されていなかった世帯は62世帯がありました。当該世帯に対しましては7月28日付で追加に係る書類を送付させていただき、その後、7月31日から建設課の職員により直接ご自宅を訪問し、内容についてご説明をさせていただいております。また、住宅間の転居で未請求となっていた世帯が3世帯あり、こちらも追加に係る書類の送付とご説明を8月に行っております。

住宅家賃の算定内容について再検討した結果、近傍同種家賃の算定に必要な建設費の金額及び利便性係数等の適用数値に誤りが判明いたしました。変更家賃の金額が一定程度減額になる見込みとなっており、還付の手續が必要となることから、これらの差額につきましては本定例会の補正予算に必要な金額を計上させていただいております。関係する入居者の方々に対しましては追加に係る書類を送付させていただいた上で、今後団地ごとに日程を設定し戸別に説明をさせていただくなど、必要な事務処理を進めてまいりたいと考えております。

今般の事案の根本的な要因は法令遵守という公務員としての基本的な部分の意識の低さによるもので、法令等に基づく事務処理が適切に行われたかったことと考えております。そのため、職員の資質向上はもとより管理職が適切に事務の管理を徹底するよう、私のほうから指示をしたところであります。今後はこのような事態が二度と発生しないよう、職員一人一人が決して他人事として捉えることではなく、当然のことではございますが、事務処理に係る

チェック体制の強化や法令遵守の意識啓発のほか公務員としての服務規律及び公務員倫理の確保を徹底し、全職員が一丸となって再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 検証ということで、これはこれから特別委員会があつてまた町長も同じようなことをお話しになるんでしょう。詳細にわたっては担当課からという形になるかと思うんですけども、何がそうさせた、何が原因でそうなったかということに一番大きな問題なのかと思っております。これは前回の特別委員会、あるいは定例会のときに2回ほど報告がありまして、同僚議員からもいろいろな質問があったわけですね。その中でまずもって顧問弁護士というのか、これは顧問弁護士立てたということで先ほど報告がありましたけれども、顧問弁護士を目的というの私前にも聞いたんです。何が目的で弁護士を頼むのかと、あるいはいろいろな専門機関に相談するのかと。そうしたら、住民の方々に迷惑をかけないためにだという答弁になっているんです。住民の方に後々迷惑をかけないようなことにするための専門家、法律家に相談をするんだと。結果的には迷惑かけているわけです。何の目的か、本当の目的な何なことです。弁護士とか何か、顧問弁護士を立てた要因、そこはどうなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この顧問弁護士と家賃未請求の問題は別問題だったんです。と言いますのは、ある意味地方自治体で大体のところが顧問弁護士を抱えてございます。何かあった際にはいろいろ相談をするというそういう役割を弁護士の方に担っていただいたんですが、当町はどういうわけかこれまで顧問弁護士を置いていなかったということがございます。ある意味災害でさまざまな事例問題が発生しても職員の間で、あるいは違う関係機関の方々に相談しながらということで進めてまいりましたが、基本的にいつ何があってもおかしくないようとにかく顧問弁護士をまず置いて、いざというときのために備えようということで顧問弁護士を4月1日からお願いをした経緯があるんですが、しかしながら、顧問弁護士ですからどうしても三浦議員が多分その辺リンクしながらお話ししているようですが、結果、顧問弁護士を雇ってお願いをしたら、そしたらこの問題が発生してしまったということがございますので、順番で言うと顧問弁護士をまず町として必要だよねということで抱えさせていただきました。その後にこの顧問弁護士の方に相談するような事案が発生してしまったというのが流れです。そこはひとつ、ご理解いただきたい。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、この事案ができたから顧問弁護士を頼んだのではなく、顧問弁護士を立てた後に事案が出た、タイミングがいいというんですか。こういうのを何と言うんでしょう。誤解されやすいというかそんな思いもするわけでございますが、わかりました。それはそれでいいんですが、その顧問弁護士、この前町長はなぜかこれまでの町長が頼んでなかった、これまで誰やってたの、町長。町として。あなたがずっとやってきたでしょう、町長。なぜ頼まなかったの。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は町として抱えていなかったのは理由がございまして、宮城県町村会で顧問弁護士を抱えてございます。ある意味、何か問題が起きて相談しなければならない事案が発生したときにはそちらのほう、宮城県町村会を通して聞いておったんですが、しかしながら、人数等も含め全部の自治体を見ているわけでございますので、そんな一つの町にずっとかかり切りというわけにはなかなかいかないという現実もございましたし、かといってうちの町でそれほど宮城県町村会の弁護士のほうにそんなに頻繁に相談をかけたかというと、そういうケースもそんなに多くはございませんでした。ただ、これはいつかは変えなければならないということで、ことし4月から新しい顧問弁護士の方々にお願いをしたということが、流れとしてはそういう流れです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私はこの間お話を聞いて専門家とか弁護士に相談するというときに、町村会の弁護士に相談するものだと思っていたわけです。顧問弁護士というのは今回私初めて聞きましたので、そのときにでも話してもらえば専属の弁護士さんいるんだと。何回お願いしてもいいですから、町村会の弁護士、1回は無料なんですよね、町村会の弁護士をお願いした場合には1回の相談は無料、あとはお金かかる。何回相談して幾ら経費かかるのかと思っていたんです、そのときは。でも、今回の議会で初めて顧問弁護士という話を聞きましたので、これはある程度のお金を出せば何回でも解決するまでやってもらえるということでしたので、その件についてはわかりました。

ただ、何か弁護士さんに相談するという最初に聞いたときも町のやったことが何か法的に問題がないようなためにするにはどうしたらいいのか、そのために頼んでいるのかという思いもしたものですから、目的は何なのかとそこから質問が入ったわけです。住民の方々に迷惑かけないようにということがお話をありますが、実際には迷惑をかけているということあります。

それからその原因ですが、認識不足といいますか認識が足りない職員が当たったためにだと。それから管理不足だというお話であります。以前の特別委員会のときも、どの課長さんだつたか、職員の住宅制度に関する習熟度の不足があると思うという答弁されているんです。認識不足、マッチしているんですけれども、認識不足の職員をそこに配置したのは町長なんです。そこなんです、私が一般質問で言うのは。内容とか原因とかは、これは特別委員会でもまたやるでしょうけれども、町長はそういった任命権がありますからそういうミスを犯すような、ましてや今回もまたミスでしょう、職員の。大変な責任です、町長、これ。ごめんなさいで済む事案とごめんなさいだけでは済まない事案があるかと思うんです。ましてや度重なる不祥事です。余り言うとミスをした職員だけが悪いように捉われがちなんです。私はそうではないと思います。なぜそういった職員を配置させたのか。習熟度が足りない、認識不足の足りない、経験のない職員をそこに張りつかせたのかという問題が一番の大きな責任だと思いますが、いかがですか。ごめんなさいで済まないと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりだと思います。先ほどの1件目の一般質問でありましたように、職員の適正配置という観点から考えた場合、まさしく今お話のとおり、習熟度のない、あるいは経験もない知識もないそういう職員がその場所に配置になったということが、ある意味おっしゃるように一番の原因、要因になるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、どうなんです。何度も言うようですが、ごめんなさいで済む事案と済まない事案があるということ。要は私もそうですが町長も政治家ですよ、ある意味で。政治的責任というのは感じているかと思います。私からどうのこうのと言える立場でもありません。これは自分でけじめをつける、政治家であれば、また政治家を望むならば今後もある程度の区切りといいますか責任というものはとるべきだと私は思います。私だったらとなります。どうでしょう、町長として。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然政治家という立場で私も返答させていただきますが、当然こういった事案が連続して発生をしたということになれば、当然自分自身としても一定のけじめをつけるというのは当然だろうと思います。具体にどういうことかということは多分三浦議員が私が言わなくてもご承知だと思いますが、町長の減給といいますか報酬カットということについては当然私としては考えなければならない、そういう事案だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今初めて町長の責任というものが発言されました。報酬カットというお話をあります。そのパーセンテージにつきましては、ここで追及するものではないかと思っています。私心配したのはやめると言うのではないかと思って心配したんだけれども、報酬カットぐらいでおさまるのであればよかったです。任期もあと幾らもないですから報酬カットにしてもここまで言わなくてもよかったかと思いますが、いずれにしろきちんとした政治責任というものを形でとらないと職員の方々の仕事に対する意欲というか責任感がどうなのかという心配もあります。士気も下がるかと思うので、その辺できちんとしたけじめ、報酬カットということを言われましたので、以上で質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、三浦清人君の一般質問を終わります。

通告2番後藤伸太郎君。質問件名1、2つの商店街の使いづらさ解消を、2、JR気仙沼線の展望は。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇発言を許します。1番後藤伸太郎君。

[1番 後藤伸太郎君 登壇]

○1番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、登壇して的一般質問をさせていただきたいと思います。

質問件数は2件ありますが、壇上からは1件目の2つの商店街の使いづらさ解消をということで、町長に一問一答方式でお伺いしたいと思います。

あの4年の任期がもうすぐ終わるんですけれども、最後の定例会ということで、最後の一般質問になるかと思います。一番最初に一般質問させていただいたときに年4回の定例会、4年ですから16回あります。私16回目になるんですけども、個人的には妻帯者となってから最初の一般質問でもありますので、気持ちも新たに元気に質問してみたいと思います。

2つの商店街がさんさん商店街、ハマーレ歌津の両商店街が本設オープンいたしましてから約半年を経過いたしました。順調に来場していただけるお客様がふえていると聞こえておりますが、その一方で、お客様にとっても、また商店主の皆さんにとっても使いづらい、利用しづらいような点も見えてきており、そういう声を聞かせていただくことがたびたびございます。南三陸町の町のにぎわいを牽引する両商店街でございますので、そういった使いづらさを解消する、改善していくということは非常に重要なことかと思いますが、町長はどうにお考えなのかということをお伺いいたします。

1点目いたしましては、商店街の設計やそれに従った施工のふぐあい、または場内場外の

案内表示の見づらさ等をどう解消いたしますか。

2点目といたしましては、駐車場、非常に利用しづらいと聞いております。この使いづらさを一刻も早く解消すべきと思いますが、解消策はお考えになっておられますでしょうか。

3点目といたしまして、今後両商店街の周辺がどんどん整備が進み町の新たな形が見えてくるものと思いますが、それは順調に進むのですかということをお伺いしたいと思います。

以上、お聞きいたしまして壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは後藤伸太郎議員の1件目のご質問、2つの商店街の使いづらさ解消ということについてお話をさせていただきたいと思います。

議場が変わりましたので、前はこっちですぐ近くだったんですが、大分遠く見えながら答弁をさせていただきたいと思いますが、まず1点目の設計や施工のふぐあい、案内表示の見づらさ等の解消ということについてであります。議員ご承知のとおり、両商店街につきましてはさんさん商店街が本年3月3日、ハマーレ歌津が4月23日に本設オープンいたしまして、多くの方々にお越しをいただき、町のにぎわいを取り戻すための核となる施設として運営がなされているところでありますが、一部利用しづらい部分があるということに関しては認識をいたしているところでございます。設計施工につきましては法令等の整備基準を遵守し、商店街の建築運営主体であります株式会社南三陸まちづくり未来と協議を行なながら整備をしており、適正に行われているものと認識をしておりますが、開業から半年が経過し、改善したほうがいいと思われるところも出てきていることから、今後は商店街とも連携を図りつつ必要な箇所は改善を検討していきたいと思います。

また、隣接する国道からの出入り口の案内看板については、現状可能な限りわかりやすい案内に努めていますが、両商店街ともに周辺整備が継続されていることから、関係機関と協力を図りながら随時改善をしていきたいと思います。なお、商店街の場内に設置されております案内表示については施設とのデザイン調和を検討して株式会社南三陸まちづくり未来が設置したものであります。設置位置の変更などについては基本的には運営会社が主体的に取り組むものと考えますが、町の観光交流拠点としての位置づけにおいても改良が必要な点については協議をしながらかかわってまいりたいと考えております。

次に、2点目の駐車場の使いづらさ解消策についてであります。ハマーレ歌津についてはおおむね良好な利用形態となっておりますが、さんさん商店街についてはご承知のように場内通行に若干のわかりづらさがあったと認識をしております。これに関しては、オープン時

に国道398号が旧八幡橋を通る暫定の状態であり、進入口としては南側からの仮設道路のみの状態、その後、暫定の398号から進入口を設けるなど変更がなされた影響があつたものと考えますが、9月7日より国道398号からの乗り入れのみとなります。南側からの進入口及び仮設道路は閉鎖したところであります。これによりまして、今後の進入口はこの国道398号からのみとなりますので、場内の通行におけるこれまでの使いづらさの部分については、幾分ではありますが改善されるものと考えておりますが、場内徐行の看板を設置するなど安全対策にも配慮していきたいと思います。

なお、これまで使用してきた商店街南側の臨時公共駐車場につきましては、道路及び宅盤の工事を実施するため閉鎖し、新たに商店街北側に仮設の臨時公共駐車場を整備いたしましたので従来と同程度の駐車場は確保されているというところであります。

次に、3点目の今後の周辺整備は順調に進むのかということですが、さんさん商店街周辺については、現在国道398号の完成経路工事が行われ、本年11月上旬には商店街に隣接する形で道路が開通するということになっておりますので、国道45号についても今年度末には水尻川から八幡川までの区間が開通すると伺っておりますので、道路交通については順次整備をされていくことになります。また、商店街北側の宅地につきましては八幡橋の旧橋撤去を行った後に造成工事を行い、平成30年度上期には一部を残して宅地引き渡しがなされる予定であり、祈念公園との連絡を図る中橋については平成31年度の完成を目指して工事を進めております。

ハマーレ歌津周辺については国道45号が一部用地買収が残っていることから、現時点において完成時期を示すことが困難であると伺っております。また、県が整備する河川堤防は平成30年度末、防潮堤については平成30年12月末が現在の契約工期と伺っております。今後は定期的な関係事業者会議を開催し、工程におくれが生じないよう調整するとともに商店街南側の町有地等について環境整備を図るために盛り土整地を実施するべく、関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、両商店街の利便性向上及び周辺整備については今後もまちづくりを進めつつ商店街の運営会社であります株式会社南三陸まちづくり未来と連携を図りながら、さらに多くの方々にご利用いただける施設となるよう町としても鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、若干遠くなりましたがけれども声は届くかなと思いますので、この場所からまた質問させていただきたいと思います。

まず両商店街が完成して、使いづらい点があるのではないかという質問を投げかけたときに、使いづらい点があるということは認識しておりますというお答えだったかと思います。それについては町が全て担っているわけではなく、まちづくり会社、まちづくり未来さんが間に入っていることでもありますのでそこと協議しつつ、改善すべきところは改善していくということでした。それは当然そのように進めていただきたいし、そういうお答えが来るんだろうと思ったところでもありますけれども、まず最初にちょっと申し上げましたが、お客さんにとって使いづらい部分とお店の方にとって使いづらい部分と両方あると思っているんですけども、町長、さんさん商店街、ハマーレ歌津商店街、どちらも何度も行かれたことだと思いますが、町長の認識している課題、こういうところが使いづらいというところは具体的にどの辺があるか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） オープン当初に駐車場がまず狭いということと、それから舗装もなっていないということがございましたので、大変ご来場なった方々が歩きづらそうにさんさん商店街に入っていったということが非常に印象としてございます。ですから、その辺の改善、これはしなければならないと思いますが、ご案内のとおりまだ宅盤が整備途中ということでございますので、これは順次やっていかなければならぬということもございます。

それからトイレの部分でちょっと、トイレの案内看板がわかりづらいかなということがございます。これは後でまちづくり未来の皆さんともいろいろお話ししなければならないと思いますが、その辺の部分と、それからあとはハマーレ歌津、これはうれしい悲鳴だと思いますが、来客が多過ぎるがために男性用のトイレの数が足りないという。そこは商店の方々から大分私のほうにもお話をいただきましたので、これは設計事務所のほうにもお話をさせていただきました。今後どのような形で改善できるのかということについては、さまざま検討を積み重ねていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね。一番はたから見ていて思うのは一番が駐車場が使いづらいということもそうなんですけれども、安全面を確保できないのではないかということが非常に大きいと思います。もう1点が私と見識が同じだなと思ったんですけども、お手洗いです。どこにあるのかとお店の方がしゃべるという話を聞いていますので、検討していくということですので、例えばまちづくり会社さんとかでこういうふうに直したいんだということがあればそれは隨時受け入れてどうぞ直してくれという方向に進むと、トイ

レに関してですけれどもということで認識でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりでございます。どの目線で考えるかというのは、これはお客様目線で考えるのが一番でございますから、そういう観点で考えれば当然改善をしていくということが大変大事だと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう1点、駐車場のことは2点目で詳しく触れたいと思いますので、もう一つの私が先ほど町長のお話には出なかったかなと思うんですけれども、案内看板といいますか商店街がここにあるという周知であるとかお知らせのものが町内にはあるはあるんですけども工事の、今復興工事がたくさん行われていますので商店街の案内表示とは思わないような簡素なものが数ヵ所あるという程度にとどまっていると思いまして、以前に一般質問させていただいたときも志津川インターチェンジが完成したときには、町内各所にこういった見どころ、お客様が行きやすい場所あるよということをぜひPRすべきではないですか、そこは検討しますという当時のお答えだったと思いますが、いつになってもなかなかそういう看板のようなものが出てこないと思いますが、そういうものを今後町で整備するのか、まちづくり会社と協議しながらお互いにお金を出し合って整備するのか、手法はわかりませんが交流人口拡大とうたっている以上、そこはぜひ取り組むべきではないかと思いますが、今どう取り組むおつもりですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁させていただきましたが、国道398号線がまだ工事中でございます。したがいまして、正式などいいますかさんさん商店街はこちらの方向ですよという本当に町の一つの案内看板として見ても皆さんに立派な看板だねと言っていただけるような看板設置をすることについては、いずれ398号線、あるいは周辺整備というものが終了した後ということにならざるを得ないのかなと思います。つい先日も東京から車で来た方々にお会いしたときに言われたんですが、看板がわかりづらいというお話をいただきまして、今のようなお話をして今しばしお待ちをいただきたいということでお話をさせていただきましたが、そういうご指摘もいただいているということについては私も含め、担当課も含めてよく理解をしているところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。もう一つ、以前にもほかの同僚議員の方がお話しされ

た中で、各防集団地への入り口にも看板がなくてわかりづらいというお話がありました。そことも絡めてといいますか、あっちはあっちこっちはこっちで別にお金をかけて別の看板をつくるのではなく、町のトータルイメージといいますか町をPRするために同時にといふ連携してそういうことは取り組むべきではないかと思います。そういう考えがあるのかどうか、またはそういう体制づくり、防集のことは復興課でやるんだ、商店街のことは商工観光課でやるんだとそういう別々に勝手に取り組むのではなく、お互い連携していきましょうという話し合いが庁舎の中では行われているんでしょうか、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） デザイン等について検討は当然せざるを得ない。ただ、統一感というの必要だと思いますので、今その辺のことについて、高台移転の防集の関係の課も含めて進めていくということで、今企画課のほうで進めてございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう一つ、商店街というのは飲食店も当然多数入っていまして、そこ売り上げといいますかそこに来るお客様、そこを目当てに来るお客様というのは非常に多いなど実感として思っております。それはハマーレもさんさんもどちらも同じかなと思うんですが、使えていて排水であるとか傾斜であるとかに若干不安があるという声を聞きましたが、その辺具体的に聞こえている情報とか、また改善する計画があればお伺いしたいと思いますが、その辺何かございますか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えいたします。商店街のほうでそういう情報が、情報といふ相談が寄せられているということは当課でも把握してございまして、今後状況を見ながら、相談しながら改善が必要であればその方法等も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。ちょっと視点を変えてと言いますか、具体的に細かいところまで話が及びましたので設計された方、両商店街、世界的に有名な建築家の先生ですけれども、うわさといいますか私が聞いた話ですと商店街のしつらえであるとか外観のイメージといふ非常に重要な部分がある。先ほど統一感というお話もありましたが、それは設計された方としては非常に思いがこもっている部分だと思いますけれども、そこに例えばチラ

シを張るとか外観に外側に自動販売機を置くとか時計を設置するとか、そういうことにも一つ一つ許可が要るという話を聞いたことがあるんですけれども、そうなんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 隅研吾事務所の関係だと思いますが、当課のほうではそこまでの事務所に許可をとらないとできないということは聞いてございません。ただ、せんだってある団体の方がさんさん商店街のフードコートに時計を寄附をしたいと。ところが、フードコートのつくりの関係上、どうしてもどこに置いてもうまくすりつけられないというケースがありまして、その場合に事務所のほうに相談をし、特に許可がないと時計を置けないとか、それから時計を置くと設計の意匠が崩れるとかということではなく、もともと時計を置くようなつくりにはしていないので安全面を配慮して後ろ側にきちんと土台を置けるようなそういうつくりをすれば何の問題もないですということで時計をありがたく頂戴した例はございます。それ以外については特段私どもは設計事務所に相談をしたことはございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 少し安心しました。といいますか、一番最初に申し上げましたが町長がおっしゃった、いみじくもおっしゃったようにお客様の目線でどう使いやすい商店街であったり町のにぎわいを創出していくかということが大事だという上で、設計者の方の方向ばかり向いてご機嫌を伺っていてもしようがないので、そこはそういったことはない、うわさの段階であろうということのようですので安心いたしました。

駐車場についてお話をさせていただきたい、質問させていただきたいと思うんですけども、具体的に一つ一つ場所を挙げてということもこの際重要なかと思いますので、議長にとめられたらやめますけれども、ハマーレのほうは駐車場はある程度充足していると言いますが大きな問題は特に私のほうでは聞いていませんし、お店の方等もそういった認識でいるということですが、さんさん商店街に関しては周りの工事が終わっていないということもあって、いつまでも安全性が確保できない。最終形が見えないままずっと仮で、仮でと運用し続けなければならない現状があります。そもそも確認しておきたいんですけども、商店街の駐車場を誰の責任で安全を確保して、誰の責任で整備すべきものと町長はお考えなんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 周りの整備状況がなかなか進まないということでの、そもそもちょっとお話をさせていただきますが、復興事業、非常に各部門各分野分野でおくれが目立ってきてるという事実がございます。今のさんさん商店街の周辺、護岸工事も含めて大変当初予定

から見ますと大分おくれがあると思ってございます。そういう観点の中で、さんさん商店街をオープンするときに少なからずあの周辺工事は、国道45号は別としてですが、周辺整備がしっかり終わってからという思いもありました。しかしながら、ずっと仮設という観点でこれも好ましくないということがございましたので、ある意味さんさん商店街の皆さん含めてオープンの日程をいつごろにしようということで相談もいろいろしたことがあるんですが、基本的には去年の12月というのが一番最初の案でしたが、いろいろ間に合わない、それぞれの個店の問題がございまして間に合わないということで3月3日ということになりましたが、これがまた進んでいきますとこれも間に合わないというお話になってまいりまして、3月3日というのは基本的には対外的にもメッセージとして出しておりますので、これは個店で間に合わない店はしようがないんですが、全28店舗全部間に合わなくともとにかく3日のオープンにはぶつけようということで進めてまいりましたが、結果として28店舗全てがオープンできるという環境になったということもございます。

ですから、当初からあの場所についてはそういったふぐあいがあるということについては商店主の皆さん方にもお話ををしてございますし、それから当然会社のほうにもお話を書いてございますので、そういうことでの今になって半年になってまだこういう状況だということですございますが、基本的には皆さん方にもこういう状況の中での開店、オープンを迎えるということについてはご理解をいただきたいというお話は再三私もお話をさせていただきましたので、そこはご理解いただくしかないなと思うんですが、いずれ駐車場の関係で町有地でございますので、中での問題あるいは事故の問題等については町としても一定の責任はあると認識してございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 先ほど休憩前、そもそも誰の責任でそこを整備すべきものなのかしらんということのお話の中で、何か事故があつたりとかいうことがあればそれは町の責任も一定程度あるんだろうというお答えでした。申し上げたいのは、その前段のお話としてあそこに商店街をオープンさせたときに周辺整備が完了してからという声も当然あったけれども、

町民の皆さんのが買い物をいち早くできる場所を整備する、町の利便性を確保するということも重要であるから、ある程度のふぐあいは織り込み済みでお互いに我慢しながら使っていこうという申し合わせがあったということでした。その中でも仮の道路であるとか仮設の設備であっても、仮設ながら仮設なりの工夫であるとか配慮というものが欲しいと思います。先ほど、前議員の一般質問の中でも町の職員の体制としてどうなんだというお話を私も興味深くお伺いしておりますと、できない理由を探すのではなくできるような工夫をしていくべきだろうというお答えを町長おっしゃっていましたので、ぜひその姿勢で宅盤ができるいいから、周りの復興工事が終わっていないから現状のふぐあいがしばらくは我慢してほしいということだけではなく、その我慢をできるだけ軽減する方策というものをもうちょっと真剣に考えていただきたいと思うんですが、そこで何か考えていること、行っていることがあればぜひお話しいただきたいと思いますし、道路に関しては警察等の協議、安全性を確保する上で当然重要だと思います。警察の方は警察の方で交通に配慮して安全な交通を実現するという使命があるでしょうから、必ずしも商店街側とか町側の要望に「それならいいですよ」と全て唯々諾々と受け入れていくだけではないんだろうと思います。そこには非常にタフな交渉が必要だと思うんですけども、そこをぜひ町側、行政職員の皆さんにその間に入って柔軟に取り計らってほしいと思いますけれども、その辺含めていかがお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 正直に申し上げまして、警察協議がこれほど難しいとは思いませんでした。行政の思いとか、それから商店街の思いというのは、これは交通安全という大前提の前には何ら力発揮できませんでした。これまでさまざま商店街の入り方とか、あるいはウジエスパーが完成しましたが、そのときの入り方等を含めて非常に警察がこうだと決めた以上は我々の力では到底及ばないということを実感してまいりました。したがいまして、ある意味警察の立場というのは立場でございますので、それは尊重しなければなりませんし、事故があつては警察の責任ということもございますので、そこは我々もある意味理解をしなければならないという状況の中でずっと推移をしてきたということでございますので、どうかひとつご理解をいただきたい。なお、私の答弁で不足分は……、復興推進課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。まず、できない理由を探すのではないよというのは我々、私も篤といろいろな協議ではね返されたりしているわけですよ。職員も心

が折れそうになるような協議をいっぱいしています。警察協議、今町長が言ったとおりです。ただ、できるところを探そうという中で、例えば最初3月3日のオープンももう無理だという話があったんですが、何とかしなければならないという中で駐車場の不足も目に見えていた中で、例えばさんさん商店街の南側、工事中だけれども工事と調整図りながら百数十台確保しよう、プラス堤外地にも何とか碎石だけれども整備をして何とかしのごうとか、今回、先ほど町長もご答弁申し上げましたが、しおさい通り、さんさん商店街の南側、宅盤の工事するに当たって駐車場が百数十台なくなるということにあわせてさんさん商店街の北側にこれから盛り土をしていく部分ですけれども同じぐらいの数を何とか急ぎ工事調整しながら確保しようということで確保させていただきました。

警察の協議、行政報告で及川議員からも最後ちょっとありました、セブンイレブンの交差点の部分、それも我々警察ともやりとり、所轄ともしました。警察の立場も篤とわかった上でだめかなと思いながらも何度もさせていただいております。ただ、はね返されることが多分だめかなと思いながらも行くことに意味があるから行けという指示をして、何度もやっております。今後もハマーレも同じようなことが何度もあったんですけども、今後もそのような姿勢で事に当たっていきたいと我々復興推進課としては考えているというところです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。1つシンプルな疑問といいますか、志津川の市街地に限ってお話になって恐縮ですけれども、今ウジエのお話がちょっと出ましたけれども、あそこは非常に広大な駐車場があって非常に充足している。同じ市街地の中にあるのにさんさん商店街に関しては非常に苦慮している。この差といいますか、なぜ片方は十分、有り余るぐらい駐車場がしっかりと確保できているのにもかかわらず、町が総力を挙げてここを何とかにぎわいの中心にしよう、交流の拠点にしようといったところはなかなかうまくいかない。その差といいますか、何でこんなに差があるんだろうというのがシンプルに疑問に思うところがありますが、町長、お考えはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） シンプルにご質問ですので、シンプルにお答えをさせていただきますが、土地の集約が可能だった面積があれだけだったということに尽くるんだと思います。ご案内のとおり、アップルタウンにつきましては地権者の皆さん方で昔からの先祖伝来の土地を放したくない方でしかも土地利用を考えていない方々、この方々については町として誘致をし

ますのでお貸しをいただいて、それをまた町として賃貸をしますからということで集まった方々があの土地の面積でございますので、最初からあの面積を我々が求めたのではなくあれほどの方々が、要するに土地を売りたくない、しかも利用する当てもないという面積があの面積だったということですから、それほど我々意図をしてどうこうしたわけでもございませんし、それからさんさん商店街につきましてはあれだけの土地、あるいは面積しかなかったということだと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 駐車場に関してもう1点だけ紹介したいんですけども、先ほど答弁の中で若干のわかりづらさが、場内の交通の仕方とか矢印の方向とかが若干のわかりづらさがある。南の駐車場を閉鎖して北側にまた新たな土地を駐車場へと、きのうかおとといぐらいですよね、開始できたのが。そちらにも新しい駐車場ができたので今後幾分解消するのではないかというお答えでしたが、6ヶ月たって率直に思うのは、その認識では甘いというか幾分解消するかどうか、するかなというのが非常に疑問を呈さざるを得ないのではないかと思います。加えて、周辺整備が進めば駐車場が、要は最終的にこういう形にするところが見えてきますので、使いやすくなっていくのではないかという希望的観測があるようですが、整備が進めば進むほど周辺の、例えば商店だとか工場だとかがどんどんでききてきますのでそちらでもまた駐車場が必要になってくるわけです。ですので、私の中では周辺整備が進めば進むほど駐車場として活用できる面積であるとか確保というものは逆にどんどん難しくなっていくのではないかと思っております。そこの認識が町長、どのような認識なのかだけお伺いして駐車場に関して終わりにしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に我々さんさん商店街を整備したのは第一弾だと思ってございます。ご案内のとおり、あそこは全体を道の駅という位置づけでございますので、その中の一部のさんさん商店街がオープンをしたという捉え方をしてございます。当然、伝承館を含めてあの辺を整備するという考え方もございますし、当然道の駅という機能でございますから一定程度の道の駅の機能を有する、そういう駐車場も含めトイレも含めて設置をするということになりますので、基本的には全ての道の駅として全て提供できるというところまでは、若干時間がかかるというのは先ほども答弁でお話をさせていただいたところでございますので、別にやらない理由を考えるのではなく何とかしなければならないという思いは当然私も持っておりますが、しかしながら、今お話ししましたように当然これからもずっと398号の工

事が、それからご案内のとおり中橋の、あそこの今度は埋め立ても始まつていくということになりますので、当然そういった工事というのは時間がどうしてもかかるということがございますから、そこはひとつご理解をいただければと思います。

なお、私の答弁で不足の分につきましては復興推進課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 町長答弁で若干と申した理由なんですけれども、7月に直接さんさん商店街に398号から乗り入れができる乗り入れ口を整備をいたしました。それができる前はしおさい通りのほうからのみ、見晴らし台のほうからのみ入ってくれということでした。7月に直接乗り入れができるような状態になった、ハレーションといいますか、として入り口が2カ所になってしまったわけで、場内でさんさん商店街の中の駐車場の車が走るルートが複雑化してしまったというのがございました。きのう、北側に代替の駐車場を設置したわけでございます。それにあわせて南側を閉鎖をしたということにおいて、そういった入り口が2カ所で非常にすれ違いつか、こっちを走つていいのか、一方通行なのかという部分に戸惑いという部分は若干減ったのかなという意味でございました。

もう1点、今後年を追うごとに駐車場がどんどん確保できてくるというのは甘いのではないかという部分でございますが、町としては町長も申しましたが、ウジエスーパーが十分な駐車場があって、今確かに少のうございます。その北側、今140台きのう設けた部分を観光交流拠点の一角として整備をして、そこに大規模な駐車場も計画をしております。それをして駐車場の一定程度の台数はウジエスーパーさんに負けないぐらいの数、負けないと言いますか、勝ち負けではないですね、一定程度の数は確保できるのかなとは考えております。いずれ、ただ、中橋の今後工事が始まつきますので、その施工ヤードとかも一定程度確保する必要がある、そしていろいろな震災復興絡みの観光交流拠点の整備工事等々重複してきますので、その部分に今140台設けましたがさらに数十台とかいう部分が可能かどうかについては、今後JVとも相談をしながら鋭意対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 駐車場に関しては町長よくおっしゃいますけれども、3月3日のオープンのときには大変な渋滞で、非常に利用者の方とかそれ以外の交通の方にも非常にご迷惑というかをこうむったわけでございますので、それを今後どんどん整備が進んでいく中で繰り返さないように、今までの知見をしっかりと生かして計画的にその整備をしていくということをお願いといいますか、しっかりと誰かが目を光させていないとまた今度、先ほど何回か

お話がでていますけれども周辺整備、橋、川、道路、さまざまな工事がふくそうしていきますので、今は何とかだましましやっていても今後につちもさっちもいかなくなるという可能性もあると思いますので、そこは本当に丁寧に対応していく必要があるんだろうなと思います。

その周辺整備のスケジュールといいますか周辺整備がどうですかという話も最後にさせていただきたいんですけども、先ほどのお答えの中ですと398号とか45号というのは今年度末が一定のめどだというお話でした。中橋に関しては平成31年度ですか。伊里前のほう、ハマーレのほうの45号に関してはまだ見通しが立たないという状況だと伺いました。そこについて誤りがあれば訂正していただきたいんですけども、質問に入らせていただきますが、もう一つ、八幡川には一番南側にみなと橋という橋がかかると伺っております。当初の予定ではもう工事に入っているというか橋の全貌が見えてくるぐらいのスケジュール感ではなかったかと記憶をしているんですけども、そこについては今どのような状況ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） みなと橋につきましては、ご承知のようにデザインコンペということで全国・世界に向けて公募させていただきました。その中で2点が最優秀賞ということで受けさせていただいて、基本的に将来的な財政負担をまず避けるというのが大前提でございます。災害復旧費で出る財源というのは一定程度決まってございます。しかしながら、今回のデザインコンペで最優秀になった橋そのものについては災害復旧費の中では納まらない。単費が大分出るということになりました。したがいまして、これでは先ほど申しましたように将来の財政負担にどうしてもなってしまうというのがございましたので、何とか災害復旧費の中でできないかということで、改めて今その辺の見積もりといいますか可能なのか可能でないのかということを今精密に調査をしていただいてございます。したがいまして、災害復旧費の中でできるということであれば、これは着工したいと考えてございますが、災害復旧費から大分単費を持ち出しが必要ということになれば、これは少々考えなければならないという状況でございますので、今しばしその辺の、最初の基本的なデザインコンペの中、大分基本的な考え方取り入れておりますが、大分面積等を含めて縮小をかけてございます。それから使う部材についてもその辺の見直しをかけるということも含めて、何とか災害復旧費の中でおさまるようにできないかということに今検討調査中ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） デザインコンペですので、どうでしょう、デザインする方としては具

体的にどれぐらいにお金がかかってこういう橋をつくるのには何年かかるかというところはある程度計算には入れるでしょうけれども、100%担保できる状況ではなくこういう橋がかかるなら南三陸町にはふさわしいと思いますという思いで提示されているんだろうと思いますので、それが実現するかどうかという話は、一步引いてみれば別の話といいますかという部分もあるのかなと思います。ただ、設計者の方が思いを込めてつくってくれたものと全く違う橋がかかったのではやった意味がないですから、どうなるのかなと思いますけれども、検討の選択肢として今考えているのはデザインに沿った形で予算内で安く上げる方法を模索しているという捉え方でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁、ちょっと漏れましたのが基本的なデザインは変えません。

我々が今調査といいますか詳細に詰めているのは、当然デザインをした方と了解をとりながら進めてございます。したがいまして、全くデザインした方々の理解をもらわないで、了解をもらわないで勝手にこっちでデザインを変えるということはしてございませんので、了解をもらいながらということだけ、ひとつご理解いただきたい。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） みなと橋、何回か折に触れて話題に出させていただいておりまして、非常に注目している部分でもあるんです。災害復旧というのは原状復旧が原則で、もとあったものをもとあった場所に直す以外の予算は認めませんとずっと言われてきたわけです。それを新たな町がスタートする、新たな町にふさわしいデザインというものはどういうものですかということを公募するという形で取り組んだということは非常に評価に値する部分だとも思っておりますので、ぜひうまくいっていただきたいと思いますからその交渉であるとか詳細設計、時間が要しているようありますけれども、何とか実現に向けて進んでいっていただきたいという思いから質問させていただいている部分もあります。

周辺整備の件ですけれども、周辺整備がなぜ質問の中に入れたかというのは、町外からのターゲットになり得るところだと思うんです、観光交流拠点というものは。南三陸町の皆さんと触れ合いたい、南三陸町のことを知りたい、味わいたいという人がそこを目がけてやってきて、そこで完結させるのではなくそこから町内の各所、入谷であるとか戸倉であるとか歌津であるとか、さまざまな場所へそこからさらに人が流れるような仕組みをつくっていくということが、当然期待される機能の一つにあるんだろうと思うんですけども、現状はそれがなかなかかなっていないのではないかと思っています。さんさん商店街初め、ハマーレ歌

津を初め、目がけてやってきたお客様をそこからまた町内に、南三陸町内にはこういういいところもあるんですよというふうにお知らせする機能、これをもっと強化していくべきではないか。それをしないと何であそこでだけということが言われてしまうんだろうと思いますが、そこを今どのような取り組みを行われていますか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現状といたしましては、商店街、直接ということではないんですが、各まちづくり会社の中でインフォメーション機能を持ちながらおいでいただく皆さんに情報発信をしていく。また、観光協会が町全体の観光情報を発信する中においてもその辺の情報発信しながらおいでいただく皆さんに不便がないように情報発信をしているという状況でございますので、今後もそういう連携を図りながら情報発信には努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わざわざ申し上げるのは、足りていないと思うから聞いているわけです。今現状取り組んでいますというお話ですけれども、人を受け入れる側といいますか商店街ばっかりいいよねと思っている方からすれば、うちのほうに人が来ないということに不満があるからもうちょっと取り組みしてほしいという声が上がってくるんだろうと思います。ですので、現状の取り組みではまだ不足している部分があるのではないかと思いますが、そこについては何か検討というか展望は見えてきていないんでしょうか。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現状といたしましては、こちらに大きくというか直接的にその話をお伺いしているということではないんですけれども、今申しましたとおり全体の中で今後新たにしおさい通り等の商店街、ストリートなども計画されているわけでございますので、そういったところにも今後情報を発信していくというところにつきましては町としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ここに関しては先ほど観光協会がというお話もありましたけれども、そこだけでも足りない部分なのではないかと。オール南三陸で取り組んでいく、そのためには商店街にぎわいをいっぱい集めて集約してそこの光を強くして、より遠くより多くのお客さんに来てもらって、それを町内の各所に還元していくといいますか割り振っていく、分配していくというような考え方方が重要なのではないかと思います。そう考えている方もいらっしゃるかと思います。

しゃるでしょうし、そういう声が実際に、私は聞いたりすることがありますので具体的に課のほうに、課長のところまで行っているかどうかというのは私が存じ上げない部分でもありますけれども、そこは待っているだけでもなく、意を用いてそういったことが南三陸のブランドを高めていくんだという認識に立ってぜひ前に進めていっていただきたいと思います。

何かあればお答えいただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回一般質問の中でやれる理由を見出して頑張りなさいということでございましたので、当課といたしましても前向きにそういう取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にまちづくりも含めて観光も含めてそうなんですが、面で考えていく必要があると私は思っております。しかしながら、現時点として面として考えられるというのまだちょっと先のことになるかなと思います。現時点として、今点・点と点在しているという状況でございますので、そこをいかに面として結びつけていくかということが非常に大事かなと思いますし、それからあとは情報の発信の仕方等については、今点在はしていますが、それはもう全部面として捉えられると思いますので、そういった情報の流し方とかあるいは皆さん方にお伝えの仕方ということについては、これはまだまだ工夫をする必要があるだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは1件目の質問は以上とさせていただきて、2点目に移りたいと思います。

偶然といいますか、町の観光戦略も含めてにぎわいをどうしていくかということは面で捉える必要があるんだと。面で捉える必要がある、点ではなく面としてということになれば、そこを行き来する交通網であるとか、そういったことも非常に重要になってくるんだろうと思います。2点目といたしましてはJR気仙沼線の展望はということで、町長にまたお伺いいたします。

1つは、今は鉄路ではなくBRTによる輸送形態で当町は進んでいるわけですけれども、その新駅といいますか、最終的にこういった拠点にこういった駅ができるということ、以前にお話は伺いましたが、いつ・どこにできるのかということをそろそろめどがついてきたころではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから2点目といたしまして、鉄路とBRTという比べた場合に、BRTの専用道がどれだけ多いかということが鉄路にかわり得る交通形態になれるかどうかのかなめではないかと思いますので、その整備をもっともっと前に進めていく必要があるのではないか。関係各所に働きかけていく必要があるのではないかと思いますが、今どのような取り組みを行われておりますか。

3点目といたしまして、現在使用しているBRTの駅、JRの駅、これをもっと利用しやすいものになるようにさらに働きかける必要があるのではないかと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の2件目のご質問、JR気仙沼線の展望ということについてお答えをさせていただきますが、1点目のBRTの新駅はいつ・どこにできるのかということについてであります。まずは報告をさせていただきますが、新駅ではございませんが、過日9月4日、役場新庁舎の開庁にあわせましてベイサイドアリーナ駅が南三陸病院前へそのままの名称で移転をいたしました。駅はケアセンター南三陸内のみなさん通りの主な待合スペースとして時刻表とともにバスロケーションモニターも設置されております。なお、バス停の名称変更につきましては路線全体のダイヤ改正などのタイミングか、新駅設置のタイミングにあわせて実施するとの説明をJR東日本側から受けており、早くても来年の4月ごろになるという見込みになっております。

さて、新しい駅についてでありますが、志津川中央団地上り上り口付近に設置される予定になっており、高台避難道路及び復興拠点連絡道路の全線開通にあわせた設置であることから、平成30年、来年になりますが4月となる見込みであります。また、さんさん商店街に隣接する仮設志津川駅はご承知のとおり道の駅の整備にあわせた本設置となります。道の駅につきましては本年度後半から基本構想、基本設計などを経て平成32年末ごろには供用開始という予定になってございます。

次に2点目のBRT専用道の整備についてでありますが、平成29年8月現在で気仙沼線柳津から気仙沼55.3キロメートルのうち本町戸倉駅から水尻川手前までの専用道3.5キロメートルを含む専用道化率は、専用道になった率ですが、41%となっております。これにはJRから最終的に全体の約9割を専用道化するよう整備を進めているとの説明を受けております。本町といたしましてもできるだけ早期に専用道化が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。参考までに、最終的に専用道化されない1割、約5キロメートルの区間、この

区間につきましては本町内的一般道走行区間が含まれるということになります。

最後に3点目のご質問、駅の利便性向上についてであります。これはまさしく議員ご指摘のとおり、町民皆様にとってより一層便利であるように対応していくべきと考えております。今回のベイサイドアリーナ駅の移転に当たっても、ケアセンター南三陸や役場庁舎内に待合スペースを設けるためJRと連携してモニターの設置位置や方法で検討を重ね、バス停の設置についても乗り合いバスのバス停との兼ね合いなど、利用者の視線で整備することに努めました。ただ、例えばトイレのある駅舎が全てに設置されるとすれば利用しやすさは確実に向上しますが、現実には土地、道路等それぞれの箇所において条件が異なることから、可能な範囲でもちろん必要があれば工事も含めてJRに働きかけながら住民目線で整備を進めてまいりたいと思います。

何よりも、気仙沼線の路線堅持のため、一人でも多くの利用につながるように利用効率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） きょう議場に来まして、一般質問の通告をきょう見るしかなくて、きょう見るんですけども、ほかの同僚議員の方も鉄路についてご質問されているようですので、前提といたしまして鉄路が欲しいという声は町内外にかなりの数あるわけです。ただ、当町としてはBRTを選択した。そこについては以前も一般質問させていただきましたし、かなり突っ込んだ議論をさせていただいたつもりでもありますて、1000年に1度と言われる、数百年に1度と言われる災害の後ですから、いかに数十年前に数十年間の悲願だったということをおっしゃっても今後数十年のことを考える必要があるんだろうと思いませんから、その選択について何か申し上げる部分でもないんですけども、ただ、運営主体であるJRさんには鉄路が欲しいという声はあるんだということをもうちょっと認識していただく必要はあるのかなと思っております。当町の少なくない方が鉄路を望みながら、やむなくBRTを受け入れているという現状があるわけですから、であるならばBRTの利便性をもっとさらに向上するように努力すべきというか努力していただきたいと思いますし、町としてはそこに強く働きかけていってほしいという前提がまずあって質問させていただくわけです。

新駅といいますか、いつ・どこにできるのか。これは、要は新しい路線の構想というものがどこまで煮詰まっているのかというお話を聞きたかったわけですけれども、ちょっと振り返りになりますけれども、町内的一般道を走る部分はある程度最終的にも残しつつも、専用道化を進めて志津川駅に関しては本設が恐らく平成32年末ぐらいになる。新しい駅に関しては

平成30年4月ですから、あと半年後でしょうか、になるということのようでした。最終的な形がしっかりと町に示されているのであれば住民にとってもそれは知りたい部分、興味がある部分ではないかと思うんですけども、その構想の内容であるとかこういう路線に将来的にはなりますということをオープンにできる部分というのではないんでしょうか。今町にはどういった情報が入っているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まさしくそのとおりなんですが、基本的にこういう新駅になりますという情報については広報誌でお知らせはしてございます。ただ、それが十二分に町民の皆様方に伝わらないということのご指摘なんだろうと思いますが、いずれ、これから本格的に中央駅ができますと南三陸町内のBRTの運行経路については決定ですので、そこはもう少しPRの仕方というのは工夫をしていきたいと思います。なお、補足につきましては企画課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは新駅というご質問でございますが、志津川の市街地の運行のルートについて、現状我々が把握をしている部分についてちょっと時間を頂戴いたしますが、お話をさせてください。

さんさん商店街、新しくできましてそちらのほうに志津川の新駅ができるという部分につきましては、これまで道の駅の整備計画等の中でも触れてまいりましたので一応あの周辺の基盤整備事業にあわせてということになりますので、そこは省略をさせていただきます。

今月から役場の開庁にあわせましてベイサイドアリーナの駅の場所を病院のほうに移させていただきました。ただ、場所は病院になるんですけども、JRのダイヤ改正の関係で当分の間ベイサイドアリーナ駅という名称を来年の春まで使うということでございます。それから中央駅につきましても志津川中央団地までで、議員も場所は御存じかと思いますけれども、ここは結局高台避難道と高台連絡道、新井田川に新しく橋が2本かかるんですけども、それがかかった後に最終的に来春中央団地にバスを回すということになります。そこから先、歌津まで清水もありますけれども、その先の部分については中央団地から新井田のトンネルに入って北のほうに行くんですけども、まだJRのほうからは正式なスケジュール感とか、それから清水とか歌津の駅のつくり方、ホームのつくり方については詳しいところは届いてございません。現状、志津川市街地につきましてはそういう状態であります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。現状と、現状からどう変わることかということ、復興事業にあわせて新しい駅、新しい路線がふえていく。前にもお話しいただいたので再度確認になるかもしれません、志津川中央市街地の志津川駅からベイサイドアリーナ駅、これが名前は暫定でしようけれども、志津川の東団地に来てそこから中央に戻ってトンネルを入って清水浜駅のほうに抜けていくというルートでいいということですか。大丈夫ですね。わかりました。

そういう構想が進んでいるということのようですが、2点目の質問で専用道の整備をもうちょっと進めてほしいと。現状パーセンテージ幾らですかと聞こうと思ったんですが、先にお答えいただきましたので、今4割ぐらいで、これを9割ぐらいにしたい。4割にするのに今震災から6年半ですからこれをさらに同じぐらいの時間がかかるのだろうかとちょっと懲然とする部分もありますけれども、被災市街地を走る、特に一般道で走らざるを得ない区間というところの道路事情が非常に悪いといいますか、生活道、ほかの車もたくさん通行していますので揺れるしおくれるしという原因になっているんだと思います。それを90%にすることですけれども、具体的にこれから加速していくという認識でいいのか。今までどおり少しずつ少しずつの歩みであると、どういった捉え方をされていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回のJRの関係だけではなく、復興事業で大分時間を食ってしまっているのは、橋です。橋脚が1本立つのに1年とかという状況の中でこれまで進めてまいりましたが、これはBRTもJRも全く同じです。ご案内のとおり、やっと港橋のほう、港駅のあの橋ができたというお聞きをしてございますが、清水の橋ですよね。あの桜川の通っている、桜川の上をかける橋とか、あれもやっと橋脚工事ということでございますので、基本的にはそういう復興事業とほぼBRTの復活についても同様の期間が必要になるということになりますので、いずれ橋脚ができて上部工が入っていけば、あとは順次専用道化については進んでいくものだと思いますが、これまでのような6年で41%ということですが、そこまで時間がかかるということは多分ないんだろうと思います。いずれ一番時間のかかる部分が今取りかかっているということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） BRTを受け入れた理由の一つに新しいまちづくりをこれ以上おくらせるわけにはいかないということが非常に大きかったんだろうと思います。ただ、鉄路をもつと内陸部に震災の被害が及ばなかった部分に敷き直すということになると時間もお金も莫大

なものがかかるということで、やむなく受け入れているわけですけれども、専用道ができるのも結局同じぐらい時間がかかってしまうということであれば、あそこの選択といいますかB R Tを受け入れたということが、どうなんでしょう、誤りだったのではないかと言われかねないと思いますが、町長、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く違うと私は思っております。基本的に内陸部に法線を変えるということになれば、まだ基本設計といいますかそこまでもまだいっていないと思います。それから、そこから今度は用地買収を始まって、工事が入ってとなりますと、前から言っているように当然法線変えれば20年、30年と時間は当然要すわけでございますが、B R Tに選択したおかげで今震災後からB R Tでずっと皆さん利用して走っていただいていることでございますし、それから基本的に前からお話ししていますように、財源の問題等々がございまして、今回は小野寺久幸議員も一般質問してございます、その中でもちょっとお答えをさせていただきたいと思っているんですが、今度制度が変わって被災地でもJ R でお金をしてそして復旧できるというふうには制度が変わるような、まだ決まっていませんが、そういう方向の話になるんですが、結果的にそう変わっても町の財源負担は変わりません。ざっくりと計算しますうちの町と気仙沼市でその制度が変わっても負担する額は175億円ぐらいになります。到底これは町として、あるいは気仙沼もそうですが受け入れられる金額ではないと思いますので、鉄路は当初から我々も鉄路の復活というお話はずっとやってまいりましたが、しかしながらいろいろなさまざまなもの障害、ハードルがあつてB R Tを選択をいたしましたが、基本的には町としての財政負担というものを含めてB R Tを選択して後世の方々にはよかつたと言ってもらえると私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。そういういろいろな判断材料があつて、いろいろな苦渋の決断があった上で現状があるわけです。であるならば、もっと要求が別なものになつていればさらに時間を要した、お金を要したもののがもっと早くできる。それは大変喜ばしいことですが、その間、今町内に置いてあるB R Tの駅というものをもっと利用しやすく、快適にバスが待てるといいますか、バスが待てる環境をぜひJ R さん側には調べていただきたいという要望をしていくべきだらうと思いますが、どうでしょう。その辺、どういった要望をされていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご質問の中でＪＲに具体に使いやすいように要望すべきだということですが、具体に後藤議員はどういう視点でそのお話をしているのか。どの分野を直していただきたいのか。どの分野を改善すればいいのかということについて、お示しをいただきたいとなかなかこちらのほうから答弁するということは難しいと思いますので、その辺、改めてよろしくお願ひしたい。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 確認しておいたほうがいいですか。反問でもないんですかね。具体的にどうかというお話ですので、そういったことであれば。まず先ほど一番最初に話題になりましたベイサイドアリーナ駅がベイサイドアリーナではないところに移動したわけですけれども、病院の敷地内ですから一般の病院に来られる患者さんとか業者さんの出入りするロータリーの中にバスが入ってくるわけです。一般の車と交錯する動線だろうと思いますが、そこを十分な検討がなされているのかどうか。まず、そこはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 病院という点でございましたが、ロータリーの旋回の部分も含めて、これはＪＲ側と何度も協議をした上でことでございます。ただ、一般車両との、特に朝、患者さんが来る部分については、それは町民バスの運転手も含めて最善の注意を払ってやる。バスをとめる場所だけではなく、病院の入り口の中に待合スペースを置くということもあわせてＪＲ側としっかりと協議をした上で今回の駅の移設ということになりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それから、一番私が使いづらいなと思っているのは現状の志津川駅として、まず駅にたどり着くのが非常に大変だということ。横断歩道もありませんし、それから詳しく中身を見ると利用される時間帯というのは朝の早い時間、7時、8時台とかに非常に本数が多いんですけども、その時間に窓口があいていないんです。ですので、まさにそこで切符を買って領収証をもらって会社の経費で落とそうと思ったら領収証をもらえないとか、非常に細かい話で恐縮ですけれども、町長が具体的にどういうことですかとおっしゃるのであえて申し上げますが、そういった不便さがかなりあると思います。駅員がいる駅はまだいいですけれども、駅員がいない駅が非常に多いわけで、そういったところを要望があるなしにかかわらず過ごしやすいＢＲＴの駅、利用しやすい駅にしていく努力をすべきだと思いますが、そこの志津川駅の利便性向上についてはどうですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　ただいまお話しの早朝の駅員の不在という部分については、JRさんのほうに改めて申し入れをしてみたいと思っておりますが、一方では3月3日の商店街オープンのときにいろいろと町のほうでもオプションで追加をした経緯がございます。例えば、高速バスの車両もあそこにとまるように。ただ、狭い建物の中にBRTの時刻表と高速バスの時刻表と町民バスの時刻表とでわかりづらいという苦情もございましたので、そこはJRの駅員さんにいろいろと気をきかせていただいたということも一つ改善をした点であります。

それから駐車場の問題がございました。当然さんさん商店街が毎日のように混んでいるということから、実はBRTのバスの旋回をする場所に個人の車をとめているケースが散見された。あるいは隣のセブンイレブンさんに買い物もしないんだけれども車をとめていたということから、町としてはすぐ裏側の町有地を一定程度整地をして、そちらのほうにとめていただくように配慮をいたしましたし、その部分でも実はJRさんにいろいろご配慮いただいていました。また、トイレについてもちょうどオープンしてその日に、町長も一緒にその現場を見ました。これはまずいと。実はまだ土木関係の工事の方々もあそこにたくさんおりますので、長靴等をはいて入られるということから汚れに対するクレームも来ておりましたので、これもさんさん商店街、いわゆるまちづくり会社の方にお願いをして即効で定期的に掃除をお願いするということで、町としては幾つかそういう使いづらさ等について改善をしてきた経緯がございます。

○議長（星　喜美男君）　後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君）　わかりました。町の取り組みと町民の皆さん、町民に限らず町外から訪れていただく皆さんが使いやすい駅になるように鋭意努力していただいているということのようございます。

もう一つお伺いしておきたいのが、志津川駅のお話をしておりましたが、旧志津川駅といいますか仮設のさんさん商店街があったところに非常に独特の形状をした駅舎がございました。いつの間にかなくなっているんですけども、あれはどこかにまた新しくつくる計画ということなんでしょうか。壊す、解体したということなんでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　あれはJRさんが解体をしたというところで、それをどこかに再利用するかどうかというのは町のほうでは情報として持っておりません。

○議長（星　喜美男君）　後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 最後に仮設の駅舎のことについて触れましたのは、仮設の建物というのはプレハブ形式、ただの四角い箱というのが一般的であるでしょうし経費もかかりません。けれども、町の発展にあわせてあいいった独特的の、どういう意向であれができたのかというのを正直わからない部分もあるんですけれども、仮設のいずれ壊す、本設にする前に解体して撤去したということですから、いずれ壊す建物であってもそういった工夫ができる余地があるということのひとつの証明だとも思うんです。そういうものを町内全ての駅につくつてほしいということは虫がよ過ぎるんだろうと思いますけれども、少しでも外からの見た目もそうですし、空調設備もそうですし、お手洗いのお話もありました。そういうことを一つ一つ要望するといいますか、JRさんのほうと協議していくということを継続して協議を続けていっていただきたいと思いますが、それは今後とも引き続き続けていくという捉え方でよろしいかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） JRさんとの協議につきましては、まだまだこれからも1年、2年と続いていると思いますので、折に触れて、JRさんよく町のほうにおいてになりますので、その辺のお話等についてはこちらのほうからも要望という形の中でお届けをさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） これで最後にしたいと思うんですけども、一番最初に私一般質問16回やりましたという話をさせていただきましたけれども、町のにぎわいを創出する商店街のお話、そこに町に来てもらうための交通形態の話させていただきましたが、最近ちまたでは日本の未来の年表という本が大分はやっているというお話を聞きまして、私もちょっと読んでみたんですけども、人口減少は避けられなくて、ただ小さいながらもどうやって町を存続していくかということを考えていくことが必要なんだろうと思います。そこには今までこうだったからこのままの路線で行こうとか、人口が多くかった時代、高度成長期を迎えていた時代と同じことをやればまた第3次ベビーブームが起きてこの町の人口が豊かになるということは到底言えないわけです。その中で戦略的に縮むと本の中ではありましたけれども、ということを新たな発想で考えていかなければならぬんだろうと思います。それは国においてそういった戦略を必要とするという提言だったものでありますけれども、南三陸町においても人口は減っていますし、町のにぎわいというものはもしかしたら少しづつ縮んでいくのかもしれません。ですけれども、ただ、自然に流されるがままに緩やかに衰退していく

のではなく、震災を機に町を新たにつくりかえる、生まれ変わらせるという取り組みをしているわけですから、戦略的に取り組んでいっていただきたいという思いから今回の一般質問につながった部分でもあります。

最後に、町のにぎわいを今後どのように演出していくのか、ＪＲ、商店街含めまして町の未来像というものを、私は戦略的に縮むということを選択していく必要があるんだろうと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、後藤議員が読んだ本とは多分違うと思いますが、縮むということを恐れてはいけないということの趣旨の、私も本を読んだことがありますて、基本的にはこれはある意味矜持といいますかそれぞれの町民、あるいは我々含めてそうなんですが、プライドだと思います。基本的にそういった縮むことを恐れてそれに全てを因果関係、あるいは要因原因をそこにぶつけていくということではなく、こういう現実に我々の町は今1万3,500前後という数字になりましたが、何もこれを恐れる必要は何もなくて、この中からどのように町をつくっていくかと考えたほうが建設的な物事の考え方に行きつくんだろうと思います。いずれにしましても、震災後さまざまな民間の方々のお力添えをいただきながらいろいろ取り組みをすることができました。これはまさしく民の力、町民の皆さんのお力が非常に大きかったんだなと私は思っております。そういう中から芽生えてきたのが、何回も言いますがFSCであり AFCであり、そして今ラムサール、環境そのものを勉強するならぜひとも南三陸に行くべきだとそういう町を我々は一つの方向性としてある意味光が見えてきたのかなという思いがあります。

ですから、産業も含め、それからそういった環境も含めてさまざまこの町でなければということの取り組みということについて、これからも積極的に取り組んでいきたいと思いますので、これは議員各位の皆様方にもそれぞれがどういう考え方で議員として町に提案をするのかということを含めて我々にご提案、あるいはご意見をいただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくお願ひを申し上げさせていただきたいと思います。

これ、答弁になった。いいのかな。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。
本日はこれをもって延会といたします。

午後3時37分 延会